

綾部市公告第 4 5 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 6 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接 種 実 施 期 間 令和 4 年 6 月 2 0 日～令和 4 年 9 月 3 0 日
2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルスワクチン
3. 接 種 費 用 無料

4. 予防接種を受ける期日及び場所

日程及び期間	施設名及び接種場所
令和 4 年 7 月 1 8 日（月・祝）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑・グループホームたのやま 生活支援ハウス高齢者支援センター松寿苑 高齢者支援センター松寿苑小規模特養あたご
令和 4 年 7 月 2 3 日（土）	特別養護老人ホーム松寿苑・養護老人ホーム松寿苑
令和 4 年 7 月 2 4 日（日）	ケアハウスウォーターヒルズ松寿・ミストラルとよさと
令和 4 年 7 月 3 0 日（土）	特別養護老人ホーム第 2 松寿苑
令和 4 年 7 月 3 1 日（土）	特定施設ケアハウスたのやま・ニチイケアセンターゆらの里 小規模特養おかやす
令和 4 年 7 月 1 8 日（月）から 令和 4 年 8 月 2 1 日（日）まで 土曜日午後、日曜日午前・午後、 祝日午後実施する。	あやべ・日東精工アリーナ
個別接種実施医療機関	綾部市立病院、綾部ルネス病院、京都協立病院、あやべ協立診療所、 米谷外科整形外科医院、志賀整形外科クリニック、白波瀬医院、畑 内科医院、柳川整形外科医院、安村外科内科診療所、山下整形外科 医院、由良産婦人科・小児科医院、横山医院 （※初回接種については、綾部ルネス病院、京都協立病院のみ）

5. 対 象 者

- ・ 初回接種 1 2 歳以上の方
- ・ 第 1 期追加接種 1 2 歳以上で初回 2 回を完了した日から、5 か月の期間が経過した方
- ・ 第 2 期追加接種 6 0 歳以上で追加接種 1 期を完了した日から、5 か月の期間が経過した方  
1 8 歳以上 6 0 歳未満で基礎疾患を有する者、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※ 1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※ 2）の既往がある人

（※ 1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて

- 発熱と判断させる場合はこの限りではない。
- (※2) アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第 4 6 号

綾部市総合運動公園 E S C O 事業に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 4 年 6 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市総合運動公園 E S C O 事業について、委託業者の選定にあたり別添「綾部市総合運動公園 E S C O 事業提案募集要領」により実施します。

# 綾部市総合運動公園E S C O事業

## 提案募集要領

令和4年6月

綾 部 市

## 1 募集の趣旨

綾部市（以下、「本市」という。）では、「綾部市総合運動公園」の照明器具等の改修工事を予定している。同改修工事の効率的・効果的な実施と併せて施設の省エネルギー化を図るため ESCO（Energy Service Company）事業を実施する。ESCO 事業を導入することにより、民間のノウハウを活用し、設備等の省エネルギー改修を行う。

本募集の目的は以下のとおりである。

- ・光熱水費及び維持管理費を効果的に削減することによるライフサイクルコストの縮減
- ・環境負荷の低減及びエネルギーマネジメントの推進
- ・老朽化した設備の更新等による長寿命化対策

本募集では、民間事業者から、設計・施工・監理、事業資金計画、運転管理指針及び維持管理等に関する一括提案（以下「ESCO 提案」という。）を受けるために公募を行い、本市にとって最も優れていると考えられる ESCO 提案を選定する。

なお、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市との間で契約の締結に向けて詳細協議を行い、合意に至った場合に契約事業者（以下「事業者」という。）として本市と契約（以下「ESCO 契約」という。）を締結し、本事業を実施する。

## 2 事業概要

### (1) 事業の名称

綾部市総合運動公園 ESCO 事業

### (2) 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約

本事業では、事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が負担する。

### (3) 事業内容

事業者は、本市と締結する ESCO 契約に基づき、対象施設で省エネルギー率 15% 以上と CO<sub>2</sub>削減率をなるべく高く実現させる包括的エネルギーサービス（以下「ESCO サービス」という。）を提供し、本市は ESCO サービスに対する報酬（以下「ESCO サービス料」という。）を支払う。

#### ア 提供するサービス

事業者は、自らが行った提案を基に設計・施工・監理した省エネルギー改修設備等（以下「ESCO 設備」という。）を導入し、本市と結ぶ ESCO 契約に基づき、契約期間内において、設備の運転管理の助言、維持管理、光熱水費削減額の保証、エネルギー等の削減量の保証及び省エネルギー量効果を把握するための計測・検証等を含む ESCO サービスを提供する。

#### イ 運転管理及び維持管理

事業者は、契約期間内において、自らの責任で ESCO 設備の運転管理等を行うものとする。また、ESCO 設備及び本市の既存設備等に関する運転指針を示し、事業者及び本市は、善良なる管理者の注意義務をもって、各々の運転管理を行う。また、事業者は省エネルギー保証のために必要な維持管理（定期点検等）の計画を示し、本市の承諾の下に維持管理を行うものとする。

ウ 計測・検証

事業者は、適切な計測・検証手法を導入し、省エネルギー効果を保証すること。

エ ESCO 設備の取り扱い

事業者は、ESCO 設備に係る設計・工事の完了検査後、本市に ESCO 設備の引き渡しを行うものとする。

オ ESCO サービス料

(ア) 改修工事等サービス料限度額（消費税を含む。） 55,638,000 円  
 ※詳細診断費、設計費、工事費、工事監理費、計測機器設置費等に係る実質の限度額。

(イ) 維持管理等サービス料限度額（消費税を含む。） 年間 2,113,000 円  
 ※ESCO 設備導入後の定期点検、計測・検証、光熱水費削減保証に係る費用を含む。

カ ESCO サービスの契約期間は、改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

キ 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は以下のとおりとする。また、更新を指定していない既存設備についても任意提案として審査で評価を行う。

(ア) 体育館

- a 照明設備をLED照明に更新
- b 乗用エレベーターの更新
- c 受変電設備不良箇所の改修

(イ) 第2体育館

- a 照明設備をLED照明に更新

(ウ) その他

- a 周辺外灯をLED照明に更新

※上記設備機器の更新に係る配線、動力設備、幹線設備、受変電設備等の改修を含む。また、改修による不要機器・配管等の撤去、補修及び建築付帯・仮設工事等を行うこと。

ク 事業期間中の関連工事等

対象施設では、令和4年12月以降にトイレ改修工事を行う可能性がある。改修工事が行われる場合は、事業者は本市に協力すること。

(4) 対象施設（事業場所）

施設名：綾部市総合運動公園

体育館・第2体育館・あやべ近的弓道場・あやべ遠的弓道場

場 所：綾部市上杉町大宝山10番地

(5) 業務の範囲

事業者が行う ESCO サービスの業務範囲は、次のとおりとする。

- ア 省エネルギーに関する詳細診断、設計、工事、工事監理及びその関連業務
- イ 工事に関連する全ての手続き業務及びその関連業務
- ウ 改修工事等サービスの完了検査後の本市への ESCO 設備の引き渡し業務
- エ ESCO 契約期間内における ESCO 設備の運転及び維持管理業務
- オ ESCO 契約期間内における ESCO 設備及び既存設備の運転管理指針作成業務とそれに基づく助言業務
- カ ESCO 契約期間内における省エネルギー量の計測・検証業務
- キ ESCO 契約期間内におけるエネルギー削減の保証業務

(6) 事業スケジュール

- ア 優先交渉権者の決定 令和4年9月末
- イ 契約の締結 令和4年10月予定
- ウ 改修工事等サービス期間 契約締結日～令和5年3月31日
- エ 維持管理等サービス期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日

### 3 応募条件

(1) 応募者

- ア 応募者は、ESCO 事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業の共同）とする。
- イ グループで応募する場合は、次の（2）で示す事業役割を担う代表者を1者選定すること。
- ウ 参加表明時には、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等にかかる諸手続を行うこと。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担すること。
  - （ア）事業役割 本市との対応窓口となり、契約等諸手続を行い事業遂行の責を負う。
  - （イ）設計役割 設計に関する業務及び監理に関する業務を全て実施する。
  - （ウ）建設役割 建設に関する業務を全て実施する。

(エ) その他役割 上記(ア)～(ウ)以外の運転、維持管理、計測・検証、運用改善などに関する業務を各々実施する。

イ 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を本市に提出すること。

なお、その合意書には、事業役割の構成企業全社が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むものとする。また、事業役割の構成企業の代表者は、本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとする。

ウ 下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、本市内の事業者を優先して選定することとし、審査で評価を行う。

### (3) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要がある。

ア 応募者は、「10 参加表明提出書類・作成要領」に示す提出書類により、本 ESCO 提案募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 応募者は各種対策により対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合には補償措置を講じることができる者であること。

ウ 応募者は、ESCO 設備改修後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

エ 事業役割を担う応募者は、過去に省エネルギー保証に伴う ESCO 事業の実績(提案を除く。)があり、経営等の状況が良好であること。事業役割を担う応募者が複数ある場合は、少なくとも代表者が本要件を満たすこと。

オ 設計役割を担う応募者は、一級建築士、建築設備士、技術士(建設、電気・電子、機械、又は衛生工学)若しくはエネルギー管理士のいずれかの資格者、又はこれらに類する資格者が所属する者であること。ただし、建築士法(昭和25年法律第202号)第3条第2項に規定する建築物の大規模な修繕若しくは模様替えに該当する場合、それに準ずることとする。

カ 建設役割を担う応募者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、提案内容に該当する種類の建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、建設役割を担う応募者は、工事を適切に施工するため、監理技術者資格者証の交付を受けた者を選任すること。

### (4) 応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間に、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 公表の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第

- 28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者
- ウ 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく入札参加（指名）停止の措置を受けている者
- エ 公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けている者
- オ 綾部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者である者
- カ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者
- ケ 国税及び本市市税を滞納していない者
- コ 不正な手段を用いて本 ESCO 事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者
- サ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 応募に関する留意事項
- ア 費用負担  
応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- イ 提出書類の取り扱い・著作権  
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。本市は ESCO 提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。  
なお、応募者が事業者として ESCO 契約を締結した時点で、その著作権は本市に帰属する。
- ウ 特許権等  
ESCO 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。
- エ 本市からの提示資料の取り扱い  
本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- オ 応募者の複数提案の禁止  
応募者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 複数の応募者の構成員となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

キ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市が認めたときは、この限りではない。

ク 提出書類の変更禁止

原則として提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。

ケ 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は ESCO 提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は ESCO 提案書を無効とする。

コ 市内事業者の活用

受託者は、本業務の実施に当たり、市内業者及び既存のメンテナンス業者を最大限に活用し、メンテナンスは原則として現行の水準を下回らないようにすること。

#### 4 事業者選定の流れ

(1) 参加資格要件の審査及び提案要請

参加表明をした応募者の参加資格要件を審査し、条件を満たす応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(2) 最優秀及び優秀提案者の選定

綾部市総合運動公園 ESCO 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を 1 者及び優秀提案者を 1 者選定する。

(3) 詳細協議

最優秀提案者は ESCO 契約に向けての優先交渉権者となり、契約書を締結するまでの諸条件（詳細診断、包括的エネルギー管理計画書の作成を含む）について、本市と詳細協議を進めるものとする。

なお、この際の協議は、優先交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

(4) 事業者の選定

本市は、優先交渉権者と詳細協議を行い、協議が整った場合に事業者と ESCO 契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案者を優先交渉権者と定め同様の詳細協議を行う。

(5) 事務局

本 ESCO 提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：綾部市定住交流部文化・スポーツ振興課

住 所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

電 話：0773-42-4356

F A X：0773-42-4406

Eメール：bunkasports@city.ayabe.lg.jp

## 5 ESCO 提案募集スケジュール

### (1) 日程

ESCO 提案の募集及び選定等は、次の日程(予定)で行う。

内 容	日 程
① 募集要領の公表（綾部市 HP に掲載）	令和4年6月23日
② 募集要領に関する質問受付	令和4年6月23日から29日まで
③ 募集要領に関する質問回答	令和4年7月6日
④ 参加表明書の受付・資格確認	令和4年7月7日から13日まで
⑤ 参加資格審査結果・提案要請書の送付	令和4年7月19日
⑥ 現場ウォークスルー調査	令和4年7月26日から28日（予定）
⑦ 現場ウォークスルー調査に関する質問受付	令和4年7月29日から8月3日まで
⑧ 現場ウォークスルー調査に関する質問回答	令和4年8月9日
⑨ ESCO 提案書類受付	令和4年9月2日から8日まで
⑩ プレゼンテーション及びヒアリング	令和4年9月16日（予定）
⑪ 最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知	令和4年9月下旬（予定）
⑫ 審査結果等の公表	令和4年9月下旬（予定）
⑬ ESCO 契約の締結	令和4年度10月上旬（予定）
⑭ 設計・工事期間（試運転・調整期間含む）	契約締結日から令和5年3月31日まで
⑮ ESCO サービス開始期日	令和5年4月1日

※スケジュールは、現時点での予定。本市の都合等により変更することがある。

その場合は、市ホームページ等で知らせる。

### (2) ESCO 提案募集の手続き

#### ア 募集要領の公表

募集要領は、令和4年6月23日(木)から、本市ホームページで公表する。

#### イ 募集要領に関する質問

本要領に関する質問は、次により行うこと。

#### (ア) 質問の方法

質疑はEメールのみとする。質問書（様式第1号）を記述の上、Eメールに添付して事務局に提出し、必ず受信確認を行うこと。

なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

(イ) 受付期間

令和4年6月23日（木）から29日（水）正午まで

(ウ) 回答

回答は、令和4年7月6日（水）、市ホームページで公開することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 参加表明書の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認書類を持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

(ア) 受付期間

令和4年7月7日（木）から13日（水）午後5時まで（必着）

(イ) 提出場所

「4（5）事務局」に提出。

(ウ) 提出書類

「10 参加表明提出書類・作成要領」による。

エ 参加資格審査結果及び提案要請書の送付

参加資格審査の結果は、令和4年7月19日（火）に本市から応募者（代表者）に郵送等により通知する。また、資格が確認された場合は提案要請書を送付する。

オ 現場ウォークスルー調査

本市が提案要請を行った応募者を対象に、現場ウォークスルー調査を次のとおり実施する。詳細については、提案要請書と併せて通知する。

(ア) 日時

令和4年7月26日（火）、27日（水）及び28日（木）予定

※詳細な日時については、本市及び応募者と協議の上決定する。

(イ) 場所

綾部市総合運動公園（綾部市上杉町大宝山10番地）

(ウ) 内容

現地調査及び資料閲覧

カ 現場ウォークスルー調査に関する質問

本事項に関する質問は次のとおり受け付ける。

(ア) 質問の方法

前記「(2) イ (ア) 質問の方法」と同様とします。

(イ) 受付期間

令和4年7月29日（金）から8月3日（水）正午まで

(ウ) 回答

令和4年8月9日(火)対象者に別途回答する。

キ ESCO 提案書の提出

提案要請書を交付された応募者は、前記の現場ウォークスルー調査に参加後、調査結果及び本市が提供する「13 配布・閲覧資料」に示す資料等を基に「11 ESCO 提案書類・作成要領」に従い、ESCO 提案書類を作成し、持参又は郵送で提出すること。

なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。

(ア) 受付期間

令和4年9月2日(金)から8日(木)午後5時まで(必着)

(イ) 提出場所

「4(5)事務局」に提出。

(ウ) 提出書類

「11 ESCO 提案書類・作成要領」による。

ク 提案を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届(様式第7号)を事務局に持参または郵送で提出すること。

ケ プレゼンテーション及びヒアリングの開催

令和4年9月16日(金)開催予定。

ESCO 事業者の選定は公募型プロポーザル方式とし、選定委員会において、事業提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も点数の高かった者を選定する。また、提案者が1者の場合においても、選定委員会を開催する。審査基準については、別紙「綾部市総合運動公園 ESCO 事業 ESCO 提案審査評価項目(点数判別方式)」(以下「評価項目」という。)を参照のこと。

## 6 審査及び審査結果の通知

### (1) 審査

選定委員会は総合的に ESCO 提案書の審査を行う。

ア 応募者の中から最も優れた提案を行った最優秀提案者を1者及び優秀提案者を1者選定する。

イ 最優秀提案者を ESCO 契約に向けての最優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

### ウ 審査結果の通知及び公表

(ア) 審査結果は、文書で通知する。

(イ) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

(ウ) 審査結果は、本市のホームページで公表する。

エ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ア) 期限までに書類が提出されない場合

(イ) 提出書類に虚偽の記述があった場合

(ウ) 価格提案が「2 (3) オ ESCO サービス料」の上限を超える場合

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(カ) 本募集要領の条件に違反すると認められた場合

## 7 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、ESCO 提案提出書類を作成すること。

(1) 最低省エネルギー率

施設全体の省エネルギー率は、15%以上であること。

(2) 提案に関する事項

ア 指定改修設備

必ず更新改修等を要する設備は「2 (3) キ 指定改修設備」のとおりとする。

(3) 改修工事に関する共通条件

ア 工事事務所は、敷地内に設置することを可能とし、材料置場、駐車場は、敷地内や既存建築物内の一部を使用可能とするが、不足する場合は事業者において確保すること。

イ 改修工事は、施設の一部休館期間（令和4年12月中旬から令和5年2月末日を予定）等を実施すること。原則として、室内の備品等の移動は行わずに、養生を行うこと。工事中の侵入などに対する予防策として、必要に応じて警備員の配置などの措置を講じること。その他、日常の使用や業務に支障が生じないように十分配慮すること。

ウ 施工のために天井改修等が必要な場合は、事業者の負担で行うこと。天井仕上げ材料は、既存材料と同等のものにこだわらないが、体裁には配慮するものとし、既存の天井との色目の違いが生じる場合は、再塗装を行うこと。

エ 事業者が設置した設備には、判別できるシールを貼付すること。

オ 石綿を含有している可能性のある建材の撤去、改修工事等を行う場合は、石綿含有の有無を再確認のうえ、適切に対処すること。

カ 本市は、事業場所において受電設備の運転管理及び保守点検を行う契約を業務受注者と締結している。事業者は ESCO 契約期間中も当該設備の運転管理や保守点検が引き続き支障なく実施できるよう配慮すること。

キ 改修工事で使用するケーブルは JIS 又は JCS で指定されたエコマテリアルとす

ること。

ク 照明改修については、器具本体ごと更新し、既設照明器具と同等とすること。

ケ 照度については、JIS Z 9110「照明基準総則」に基づくこと。更新前後の照度計算書を提出し、必要に応じて照度分布図も提出すること。また、更新前後の照度測定を行い、測定記録書として提出すること。

コ 改修した機器、器具の省エネルギー効果の計測・検証を行うこと。方法については、IPMVP (International Performance Measurement and Verification Protocol 国際性能計測・検証議定書) や (財) 省エネルギーセンターのガイドライン、国土交通省のマニュアル等で示されている手法(「計測・検証方法の設定(官庁施設における ESCO 事業導入・実施マニュアル)」のうち適切な手法を採用すること。

(4) 事業の遂行

ア 令和5年3月末日までに試運転調整を含む省エネルギー改修工事等を完成させ、令和5年4月1日から ESCO サービスを提供すること。

イ 「2 (5) 業務の範囲」に示す業務を確実に行うこと。

(5) 設計・施工に関する事項

「1 3 配布・閲覧資料」に示される資料を参考に省エネルギー手法とその省エネルギー性能、改修工事費用、光熱水費等削減額及び計測・検証手法を示す ESCO 技術提案書を作成すること。

なお、機器更新後の要求環境レベルについては、更新前の現状を維持するものとする。

(6) ベースライン及び削減保証額の設定

ア ベースラインの設定

(ア) 応募者は、市から提供される平成29年度、平成30年度、令和元年度の3年間のエネルギー使用量及び光熱水費単価(以下「ベースライン」という。)を改修計画の基礎となる応募時のベースラインとして設定すること。令和2年度、令和3年度のエネルギー使用量及び光熱水費は、対象施設の閉館や使用制限により例年と異なる数値となっているため、使用しないものとする。

(イ) 優先交渉権者は、詳細診断をもとにした包括的エネルギー管理計画書の作成時に、独自の推計方法によりベースラインの設定ができるものとする。その際は、外気温、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本市と合意する必要がある。

イ 光熱水費削減額、削減予定額並びに削減保証額の設定

(ア) 応募者は、技術提案の内容に従い計算方法を明示した上で、省エネルギー改修後の光熱水費削減額を算出するものとし、これを「光熱水費削減予定額」とする。

なお、計算に用いる光熱水費単価は、ベースラインを参考にする。ただし、エネルギー使用量が大幅に変化する提案等の場合は、応募者の提案による光熱水費単

価とする。光熱水費単価は全て税込みとし、算定根拠を明示すること。

(イ) 応募者は、光熱水費削減予定額の範囲以内で、最低限保証する「光熱水費削減保証額」を示すこと。また、光熱水費削減保証額は「光熱水費削減予定額」の70%以上とすること。

(7) ESCO サービス料の支払い等

ア ESCO サービス料の上限

「2(3)オ ESCO サービス料」のとおりとする。

イ ESCO サービス料の内訳

ESCO サービス料は以下に示す費用の合計とする。

(ア) 改修工事等サービス料

- a 詳細診断、設計を含む包括的エネルギー管理計画書の作成等に係る費用
- b ESCO 設備に係る工事等の設計費用
- c ESCO 設備に係る工事等費用
- d ESCO 設備に係る工事等の工事監理費用
- e 計測・検証用計測機器設置費用
- f その他

(イ) 維持管理等サービス料

- a ESCO 設備に係る維持管理（定期点検等）費用
- b 計測・検証に係る費用
- c ESCO 設備の運転管理の助言に係る費用
- d その他

ウ ESCO サービス料支払期間

改修工事等サービス期間及び維持管理等サービス期間3年間とする。

エ 支払方法

(ア) 改修工事等サービス料については、ESCO 設備の引渡しを受けた後、支払うものとする。

(イ) 維持管理等サービス料は、ESCO 契約期間の各年度にわたる均等払いとし、支払い回数と時期については、本市と優先交渉権者との協議によるものとする。

(ウ) 事業者は、以下に示す条件に基づき適正に ESCO サービス料を算定して、指定された期日までに本市に請求書を送付すること。

(エ) 本市は、当該各年度において、事業者が保証するエネルギー等の削減効果があることを確認したうえで、所定期日までに ESCO サービス料を支払うものとする。

(オ) 「実現した光熱水費削減額」が「光熱水費削減保証額」を下回る場合の当該年度分の維持管理等サービス料は、「光熱水費削減保証額－実現した光熱水費削減額」を維持管理等サービス料から減じた額とする。

(カ) 支払いは、本市の通常の方法によるものとする。

(キ) ESCO サービス料及び支払いの保証と調整方法等の詳細については、優先交渉権者と協議のうえ、「ESCO 契約書」で定めるものとする。

オ 光熱水費削減保証とベースラインの調整方法

(ア) 当該年度の光熱水費のベースラインが、包括的エネルギー管理計画書に定めるベースライン変動要因に当てはまる場合は、事業者の申出を受け、当該申出を本市が妥当と判断した場合に、ベースラインの調整を行い、改めて本市と事業者の協議のもと、削減保証額を見直すことができる。

(イ) ベースライン変動要因に基づいた見直しにより修正された削減額の算定については、事業者が合理的な根拠を示して資料の作成を行うこと。

なお、ベースラインの調整は、別途計算方法等を示し、本市との協議により承諾を受けなければならない。

(ウ) ESCO サービス料に係る債権の取り扱い

ESCO サービス料に係る債権は、譲渡又は担保にすることができない。

カ 運転及び維持管理に関する事項

(ア) 運転管理指針の提示について

a 事業者は、ESCO 設備及びこの ESCO 設備と関連する既存設備の最適な「運転管理指針（案）」を提案し、本市との協議で承諾された「運転管理指針」を作成すること。

b 本市及び事業者は、善良なる管理者の注意義務をもって、その運転管理指針に則り、本市の職員又は業務受注者が運転管理を行うものとする。また、事業者が作成する運転管理指針に基づいて、本市の職員又は業務受注者が適切な運転管理を行えるよう、事業者が運転管理指針の教育を実施するものとする。

c 事業者は、既存設備に関する運転状況を本市の了解のもと、必要に応じて調整し、本市の運転管理が運転管理指針と著しく乖離している場合には、本市に対して適切な運転管理の提言を行うことができる。また、事業者は、より効果的な運転管理について、必要な助言を適宜行うことができる。

(イ) ESCO 設備の維持管理について

事業者は、維持管理計画に基づき ESCO 設備に必要な維持管理を自らの負担で行うものとする。事業者は、維持管理等サービス開始までの間についても、施設運営に支障のないよう維持管理するものとし、この際の維持管理に係る経費は、事業者の負担とする。

(ウ) 事業者は、ESCO 期間の終了時に ESCO 設備の維持管理要領書を作成し、本市の設備管理業務受注者に研修を行い、適切に引継ぎを行うものとする。

キ 計測・検証に関する事項

(ア) 事業者は、提案により示した省エネルギー率、光熱水費削減額及び光熱水費削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証手法を本市

に提示し、ESCO 契約期間中において、ESCO 設備の計測・検証を行うものとする。

(イ) 事業者は、計測・検証結果を毎年度市に報告し、本市はそれを確認する。

(ウ) 事業者による計測・検証の報告に疑義がある場合、本市は第三者に依頼して計測・検証を行うことができるものとする。この結果が事業者によるものと著しく乖離する場合、その費用は事業者が負担するものとする。

ク 包括的エネルギー管理計画書の作成

優先交渉権者は、詳細診断終了後、契約締結時まで前記の「7 (1) から (7) キ」に示す内容を併せた包括的エネルギー管理計画書(最終提案書)を作成すること。ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離する場合は、次選交渉権者との契約交渉を開始することがある。

ケ その他

この要項に定めることその他、ESCO 提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## 8 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

ア 事業者は、包括的エネルギー管理計画書、募集要領、配付資料及びに ESCO 契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行しなければならない。

イ 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議するものとする。

(2) ESCO 契約期間中の事業者と本市の関わり

ESCO 事業は、事業者の責により遂行され、本市は ESCO 契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

ESCO 提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で ESCO 提案を行うものとする。

なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細診断実施後、ESCO 契約の締結前に、契約が締結されない場合、以下の措置を講ずるものとする。

- a ESCO 提案書と包括的エネルギー管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、市はそれまでに要した費用を請求できるものとする。
- b ESCO 契約締結後に事業の継続が困難となった場合の措置については、ESCO 契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要領の誤り	募集要領の記載事項に故意又は重大な誤りのあるもの	○	
	効果保証の未達	ESCO 提案の提言が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税に関するもの		○
	保険	設計・改修・維持管理における履行保証保険		○
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
事業者の事業放棄、破綻によるもの			○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもの)	○	○
		設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの 事業者の指示・判断の不備によるもの	○
	応募等コスト	応募等コストの負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	○	○
	建設段階	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償責務	
不可抗力		天災等による設計変更・中止・延期	○	○
物価の変動		急激なインフレ・デフレ (工事費に対して影響のあるもの)	○	○
		用地の確保	設置場所の確保	○
設計変更		本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
工事遅延・未完工		本市の責による工事遅延・未完工による引渡の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡の延期		○
工事費増大		本市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○	
一時的損害	引渡前に改修目的物等に関して生じた損害		○	
	引渡前に改修に起因して施設に生じた損害		○	

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			市	事業者
支払関係	支払遅延・不能	本市の責による、支払の遅延・不能	○	
	支払遅延・不能 計画変更	計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		○
		省エネルギー保証行為の不履行		○
		用途の変更等、本市の責による事業内容の変更	○	
維持管理 関連	計画変更 立入許可	事業者が必要と考える計画変更		○
		合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		○
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	○	○
	ESCO 設備の損傷	本市の過失又は本市の施設に起因する ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は ESCO 設備に起因する本市の施設・設備の損傷		○
		上記以外の事故・火災による市施設の損傷	○	
	瑕疵担保	ESCO 設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	火災・天災などの不可抗力による本市の施設の損傷	○	
火災・天災などの不可抗力による ESCO 設備の損傷		○		
設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		○	
計測・ 検証	計測・検証	計測・検証報告への疑義		○
		計測・検証に必要な本市からの情報提供の遅延・不能	○	
	光熱水費単価の変動	光熱水費単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
上記以外の変動要因の場合		○	○	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		○

## 9 契約に関する事項

### (1) 契約締結時期

令和4年10月（予定）

### (2) 契約の概要

本契約は、募集要領、包括的エネルギー管理計画書に基づき、本市と優先交渉権者との合意が成立した場合に締結する随意契約であり、事業者が遂行すべき設計、省エネルギー改修工事及び運転・維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証量、支払方法などを定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

## 10 参加表明提出書類・作成要領

### (1) 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを正副2部（副はコピー可）提出すること。

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② グループ構成表（様式第3号）
- ③ 履行保証書（様式第4号）
- ④ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- ⑤ 会社概要（A4判1部、様式第5号の1から第5号の3）
- ⑥ 特定建設業の許可証明書（写し可）又は、許可通知書（写し）
- ⑦ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）
- ⑧ 各資格者免許証の写し
- ⑨ 監理技術者免許証の写し

※①から⑤及び⑦については構成員全て、⑥及び⑨は建設役割、⑧は該当者が提出すること。

※グループで参加の場合は、①以外の提出書類が受付期限までに提出困難の場合は、本市との協議により承諾を受けた場合はこの限りではない。

### (2) 作成要領

#### ア 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

#### イ グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、建設役割、その他役割（分担名を記載のこと））を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。また、特定子会社の設立を予定する場合は、その資本金、役員（予定）、出資者、定款を明らかにする特定子会社の構成計画書を提出すること。

ウ 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を綴じたものを全ての構成員が提出すること。貸借対照表及び損益計算書に関しては、企業単体の他、連結決算分も提出すること。

なお、写しでも可とする。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

オ 会社概要

A4版の用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革および主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを全ての構成員が提出すること。

(ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（書式自由）

(イ) 企業状況表（様式第5号の1）

(ウ) 有資格技術職員内訳表（様式第5号の2）

(エ) 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の3）

その他、本 ESCO 事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関連会社の会社概要も添付すること。

なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

カ 特定建設業の許可証明書

担当する建設工事に対応した業種の建設業法第3条1項に規定する「特定建設業」の許可証明書又は許可通知書（写し）を提出すること。ただし、担当業務内容により、建設業者としての審査を受ける必要のない場合は、その旨を明示すること。

キ ESCO 関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ・事業件名：契約書上の正確な名称を記述すること。
- ・発注者：発注者名を記入すること。
- ・受注形態：単独又はグループの別を記入すること。
- ・契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（単位：千円）
- ・契約年月日：契約締結日を記入すること。
- ・契約期間：契約開始及び終期を記入すること。
- ・施設の概要：施設の主な用途、構造、規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
- ・主な契約内容：対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類、

保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

・実績一覧表に記載された契約を証明できるもの（写し又は契約の判断ができる書類）を添付すること。

ク 各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

ケ 監理技術者免許証の写し

建設役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

## 1.1 ESCO 提案書類・作成要領

### (1) ESCO 提案時の提出書類

次の提出書類をA4縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

ア 提案書提出届（様式第8号）

イ 提案書（様式第8号から第13号）

ウ 主要機器等の設置計画図（様式第14号）

### (2) 作成要領

ア 一般的事項

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは、MS明朝10.5ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用する。A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

(イ) 企画提案書のページ下部にページ番号を振ること。

(ウ) 使用言語は日本語とすること。ただし、専門用語を除く。

(エ) 記述内容については、明瞭かつ具体的な記述とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記述を心がけること。

(オ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、下記の換算値で行うものとする。

種 別	一次エネルギー換算	二酸化炭素排出係数
電気	9.76MJ/kWh ※1	0.351kg・CO2/kWh ※2

※1：「エネルギーの使用等の合理化に関する法律施行規則」別表第三による

※2：関西電力（株）の2020年度実績（調整後排出係数）

イ 提案総括表

(ア) 提案概要（様式第10号の1）

提案するESCO設備の概要や特徴、ESCO事業実績等のアピール内容についてA4版2枚以内で記述すること。

(イ) 改修提案項目一覧（様式第10号の2）

省エネルギー改修項目ごとに、一次エネルギー及び二酸化炭素排出の削減効果、光熱水費年間削減額、工事他投資額、単純回収年について記術すること。ただし、ここで示す光熱水費削減額には、現状のメンテナンス費等の付加分は見込まないものとする。

(ウ) 事業内容提案書（様式第10号の3）

光熱水費年間削減予定額、光熱水費年間削減保証額、年間 ESCO サービス料等について記述すること。

ウ 技術提案書

(ア) 省エネルギー改修項目等説明書（様式第11号の1）

省エネルギー手法ごとに、改修前と改修後の設備（システム）構成図、対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容、省エネルギー改修項目の内容及びシステム説明、エネルギー消費量等に関する技術的数値的根拠等について簡潔に記述すること。

(イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書（様式第11号の2）

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について、A4版3枚以内で記述すること。

(ウ) ESCO 設備と既存設備の関係（様式第11号の3）

導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

(エ) 市内企業等の参画（様式第11号の4）

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

エ 事業資金計画書

(ア) 事業収支計画書（様式第12号の1）

ESCO サービス期間における事業全体の収支計画を作成すること。用紙はA4版横書きとする。別途内訳がある場合は添付のこと。

(イ) 資金計画表（様式第12号の2）

事業費の調達に関する考え方について、自己資本と外部借入金の金額、外部借入金の金額、外部借入等がある場合にはその内訳、借入条件等を記入すること。また、その他の資金調達手法として検討していることがある場合や本事業において資金調達を予定している企業の借入条件等を記入すること。

(ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書（様式第12号の3）

ESCO 設備における改修工事等サービス料について記入の上、本市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事

等サービス料の内訳を添付すること。

オ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書（様式第 1 3 号の 1）

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点があれば、併せて A 4 版 2 枚以内で記述すること。

b 維持管理見積書

維持管理等サービス期間中に毎年度要する費用と、その算定根拠を示すこと。年度ごとに経費が異なる場合は、平均金額を示すこと。

(イ) 計測・検証計画書（様式第 1 3 号の 2）

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための、適切な計測・検証方法を示すこと。

b 計測機器設置見積書

計測・検証に必要な機器類の設置費用と、その算定根拠を示すこと。

なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

c 計測・検証費見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。

なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

d その他特記事項

コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば A 4 版 2 枚以内で記述すること。

(ウ) 運転管理計画書（様式第 1 3 号の 3）

a 運転管理指針

ESCO 設備及び本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本市と事業者の役割について記述すること。また、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せて A 4 版 1 枚以内で記載すること。

b 運営管理費見積書

毎年度要する運転管理費用と、その算定根拠を示すこと。

なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

(エ) ESCO 設備の信頼性に関する計画書（様式第 1 3 号の 4）

ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について、A 4 版 3 枚以内で記述す

ること。

(オ) 主要機器等の設置計画図（様式第14号）

提案する ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）及び ESCO 設備と既設設備の取り合い計画等を示すこと。書式の仕様は自由とする。

(カ) 削減量算出根拠一覧

省エネルギー改修項目ごとの電気・上水道について、省エネルギー改修前と省エネルギー改修後の使用量及び削減量を示すこと。書式の仕様は自由とする。

(キ) 積算根拠資料

積算根拠を示す資料を作成すること。書式は自由とする。分類としては、全体及び工事別とする。また内訳としては、機器別に台数等の数量までわかる資料とすること。

(ク) その他補足資料

提案書を補足説明する場合の書式は自由とする。また、提案書を補強できるカタログやパンフレット、その他の資料については必要最小限のものに限り追加すること。

## 1.2 プレゼンテーション・ヒアリングに係る電子データ

(1) 作成要領

提案書の概要をまとめた電子データの作成（マイクロソフト社製ソフトウェア「パワーポイント」形式に対応すること）すること。その際は、会社名、氏名等の表示、紹介等は一切入れないこと。

(2) 電子データ提出方法

CD-ROM に収録の上、1枚提出すること。併せて同ファイルを印刷したもの（2スライドを1ページにて表示）を10部提出すること。

(3) 受付期限

令和4年9月2日（金）～8日（木）午後5時まで（必着）

(4) その他注意事項

ESCO 提案の審査は、ESCO 提案書により行うが、本電子データによる説明も、提案の審査において参酌する。

## 1.3 配布・閲覧資料

(1) 配布資料

提案要請書と併せて応募者に配布される資料は次のとおりとする。

ア 平成29年度、平成30年度、令和元年度の月別光熱水費及び使用量

令和2年度、令和3年度は、対象施設の閉館や使用制限により例年と異なる数値となっているため、使用しないものとする。

イ 機器リスト

ウ 指定改修設備仕様書

(2) 閲覧資料

以下の資料は、現場ウォークスルー当日のみ閲覧可能とする。各自でデジタルカメラ等を用意し対応すること。本市へのコピー依頼等は、一切受け付けない。

なお、各種図面等について現状と相違する部分がある場合、現状を優先する。

ア 閲覧資料

(ア) 図面（主に建設当時のもの）

(イ) メンテナンス記録

(ウ) その他関連資料

イ 閲覧期間

令和4年7月26日（火）から28日（木）まで（現場ウォークスルー当日）

ウ 閲覧場所

綾部市総合運動公園

参考

## 詳細設計及び工事施工に関して提出する書類並びに注意事項

優先交渉権者は、ESCO 契約に先立って詳細設計を行い、包括的エネルギー管理計画書の一部として、以下の書類を本市に提出するものとする。なお、提出方法等の詳細については別途定めることとする。詳細設計にあたっては、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）、（電気設備工事編）、（機械設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の仕様と機能的に同等程度の各社の設計基準を明確にした上で、設計を行うこととし、本市の担当者の承諾を受けなければならない。CD 案や VE 案について積極的な提案を行うこと。

## 1 詳細設計時

設計にあたっては、本市と十分に協議し、次の成果品を提出する。

## (1) 図面

各図面について、現況を現場調査した上で、改修の前後が分かる図面を作成し、改修箇所を明示すること。また、改修工事に必要な仮設図も添付する。

## ① 共通図面

表紙、図面リスト、工事区分表、位置図、配置図

## ② 機械図面

仕様書、機器リスト、配管系統図、ダクト系統図、各階配管図、各階ダクト図、換気設備図、自動制御図、その他（必要な図面のみ）

## ③ 電気図面

仕様書、配置図、受変電設備図（機器仕様図・単線結線図）、幹線設備図、電灯設備図（各階平面・器具姿図）、動力設備図（各階平面）、弱電設備図（各階平面図）

## ④ 建築図面

仕様書、仕上げ表、平面図、伏図、立面図、断面図、展開図、建具表、その他（必要な図面のみ）

## (2) 工事費積算書

## (3) 拾い出し図

## (4) 積算数量算出書（各工種拾い出し、代価表）

## (5) 積算数量調書（3社見積、問合先一覧、見積原稿、見積比較表、刊行物単価比較表）

## (6) 概略工程表

## (7) 各種技術資料・計算書

## (8) リサイクル計画書

## (9) 官公庁打合記録

(10) その他必要な図面・書類

提出形態

背張製本 A2、A3 各1部

CD-R (CADデータの保存形式はJWW形式) 1部

## 2 工事施工時

- (1) 事業者は、建設業法に規定される監理技術者を設置し、施工監理を行うものとする。
- (2) 事業者は、各工事の「標準仕様書」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)及び「監理指針」(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)の仕様と同等程度の各社の施工基準、管理基準を明確にし、適正な施工を行うものとする。
- (3) 事業者は、定期的に施工状況の報告を行うものとする。
- (4) 事業者は、本市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。また、工事現場での施工状況の確認を行うものとする。
- (5) 事業者は本業務の履行に際し、事業者の責に帰すべき事由により本市または第三者に損害を与えた場合、本市に直ちに報告して原状に復すること。なお、原状に復するための費用は事業者の負担とする。
- (6) 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は、事業者において十分に行うものとする。
- (7) 工事施工にあたっては、以下の書類を提出し本市の確認を受けること。

(工事着工時)

- ・現場代理人・主任技術者(監理技術者)届、経歴書及び資格証明書
- ・産業廃棄物収集運搬・処分の契約書写し
- ・労災保険成立証明書
- ・施工計画書
- ・施工体制台帳写し及び施工体系図写し
- ・石綿の事前調査書類一式
- ・安定器のPCB含有の確認

(工事完成時)

- ・完成写真
- ・工程写真
- ・試験結果報告書
- ・産業廃棄物監理票(マニフェスト)
- ・納品書、出荷証明書
- ・質疑回答書
- ・完成図面製本 黒表紙A4版(金文字)4部

変更の行われた部分については設計図を訂正して完成図として提出すること。

納入設置した機器類の仕様書についても末尾に追加添付すること。

- ・完成図の電子媒体

CD-R 1部 (JWW形式 解像度300dpi程度)

- ・完成図書書類 (機器仕様図、取扱説明書、各種試験成績書 各種許認可書の写しなど) 各書類ともファイル綴じすること。

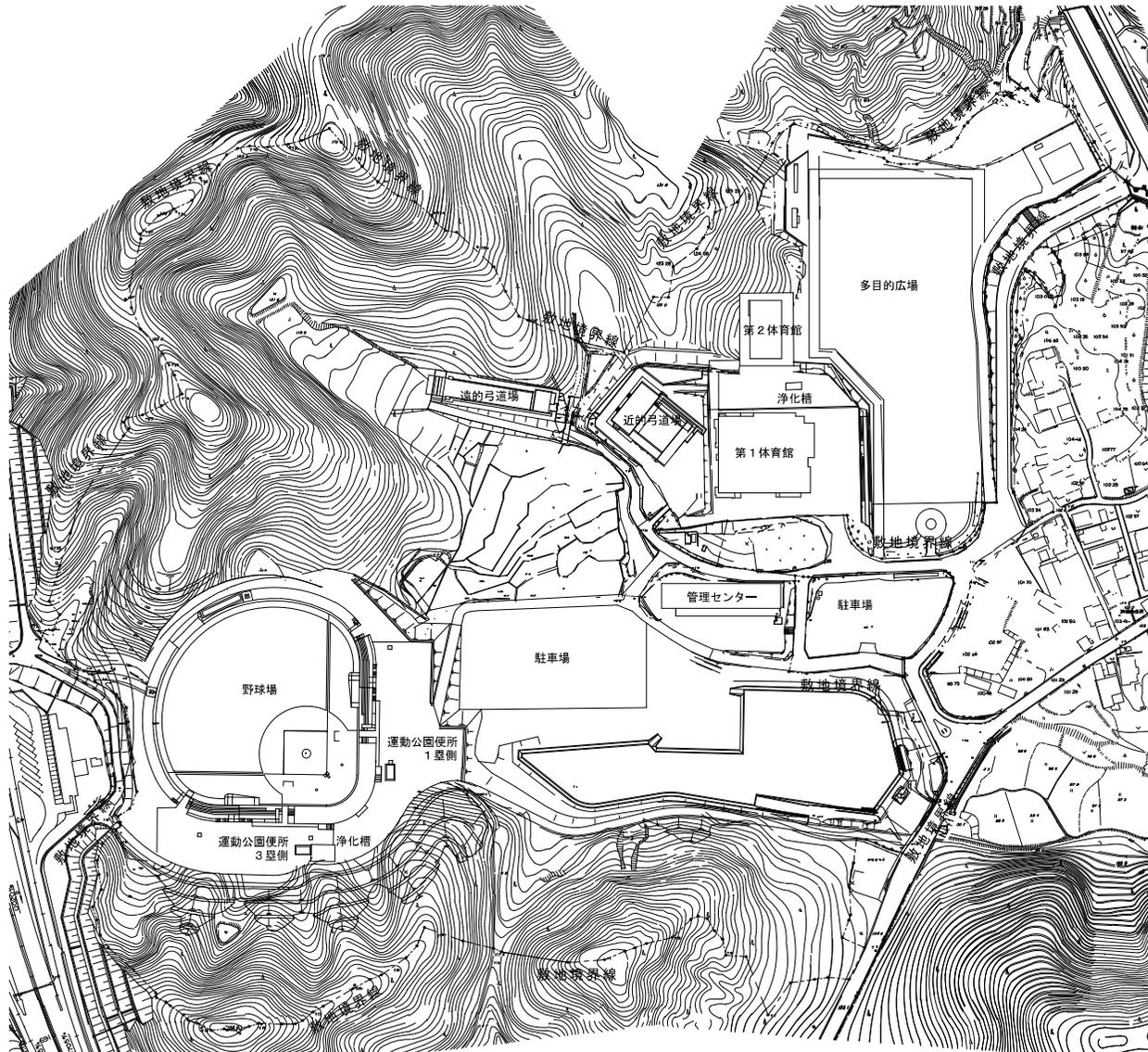
(8) その他必要に応じて、各種許認可等の書類を作成し、その写しを本市に提出するものとする。

綾部市総合運動公園 E S C O 事業

E S C O 提案審査評価項目

評価項目		採点基準	配点	小計	主な対象様式	点数 (1～5点)	係 数	評価点 (点数×係数)	備考		
1	環境	省エネルギー率が 15%以上であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出 15%未満の場合、0点とする	50	環境的事項 小計 (100点満点)		10				
		2	二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出						50	
3	財政	改修工事等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	50	財政的事項 小計 (100点満点)		10				
4		維持管理費等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を（最低値／当該数値）×5で算出	20							
5		光熱水費削減保証額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を（当該数値／最高値）×5で算出	30							
6	技術	経営状況に問題がなく、ESCO 事業の実績が豊富で、優れた ESCO サービスの提供ができる信頼性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15	技術的事項 小計 (110点満点)	様式5号の1、2、3、 様式第6号、様式第12号の2 財務諸表等	3		1 募集の趣旨		
7		本事業の目的、意図を十分に理解し、本市にとって、具体性・妥当性のある優れた技術提案であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15						①提案総括表 (様式第10号の1) ②技術提案書(様式第11号の1、2、3)	3
8		提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	10						①提案総括表(様式第10号の2) ②技術提案書(様式第11号の1) ③事業資金計画(様式第12号の1)	2
9		工事が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、ESCO 設備の信頼性・安全性・故障時・災害時を含む緊急時対応策が明確であること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15						②技術提案書(様式第11号の2) ④維持管理等提案書(様式第13号の4) ⑤主要機器等の設置計画	3
10		維持管理、計測・検証方法及び将来にわたる運転管理の提案に具体性・妥当性があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い	15						④維持管理等提案書 (様式第13号の1、2、3、4)	3
11		市内企業等の参画について配慮がされていること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20						②技術提案書(様式第11号の4)	4
12	更新を指定していない既存設備について更新や適切な維持管理手法など優れた提案があること。	5：非常に良い 4：良い 3：中程度 2：やや悪い 1：悪い 0：ない	20	①提案総括表(様式第10号の1) ②技術提案書(様式第11号の1、3) ③事業資金計画(様式第12号の1)	4						
環境点小計 (100点満点)											
財政点小計 (100点満点)											
技術点小計 (110点満点)											
合計 (310点満点)											

※評価項目 1 から 5 については相対評価とし、評価点に小数点以下が発生する場合は切捨てとする。



綾部市総合運動公園ESCO事業  
提出書類様式

令和4年6月

綾部市

様 式 リ ス ト

使用 時期	書類 符号	様式番号	書 類 名	提出 部数
質問		様式第1号	質問書	各 1 部
参加 表明		様式第2号	参加表明書	
		様式第3号	グループ構成表	
		様式第4号	履行保証書	
		様式第5号の1	企業状況表	
		様式第5号の2	有資格技術職員内訳表	
		様式第5号の3	各役割の責任者業務実績表	
		様式第6号	E S C O関連事業実績一覧表	
		様式第7号	提案辞退届	
提案 共通		様式第8号	提案書提出届	10部
		—	提出書類の体裁（共通）	—
		様式第9号	提案書表紙（共通）	各 10 部
提案	①	様式第10号の1	提案総括表 （ア）提案概要	
	①	様式第10号の2	提案総括表 （イ）改修提案項目一覧表	
	①	様式第10号の3	提案総括表 （ウ）事業内容提案書	
	②	様式第11号の1	技術提案書 （ア）省エネルギー改修項目等説明書	
	②	様式第11号の2	技術提案書 （イ）施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書	
	②	様式第11号の3	技術提案書 （ウ）E S C O設備と既存設備の関係	
	②	様式第11号の4	技術提案書 （エ）市内企業等の参画	
	③	様式第12号の1	事業資金計画書 （ア）事業収支計画書	
	③	様式第12号の2	事業資金計画書 （イ）資金計画表（1）（2）	
	③	様式第12号の3	事業資金計画書 （ウ）改修工事等サービス料に関わる経費計画書	
	④	様式第13号の1	維持管理等提案書 （ア）維持管理計画書	
	④	様式第13号の2	維持管理等提案書 （イ）計測・検証計画書	
	④	様式第13号の3	維持管理等提案書 （ウ）運転管理計画書	
	④	様式第13号の4	維持管理等提案書 （エ）E S C O設備の信頼性に関する計画書	
⑤	様式第14号	主要機器等の設置計画図		

(様式第1号)

## 質 問 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号  
電 子 メ ー ル

綾部市総合運動公園E S C O事業

標記事業について、以下のとおり質問します。

質問内容：

- ※質問は、具体的かつ簡潔に記入すること
- ※グループで参加予定の場合は、代表者が提出すること

(様式第2号)

## 参 加 表 明 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

(代表者印)

### 綾部市総合運動公園E S C O事業

標記事業の提案書に基づく選定について、参加の希望を表明します。なお、この参加表明書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を( )書きで上段に記入すること

(様式第3号)

## グループ構成表

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

綾部市総合運動公園E S C O事業

標記事業の提案書に基づく選定の参加に関しまして、以下の構成員で申請いたします。

代表者：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

電話番号

F A X 番号

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

グループ構成員：

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

担当役割 [事業役割・設計役割・建設役割・その他 ( )]

注 必要事項を記入し、対応する部分には○を付けること。

(様式第4号)

## 履 行 保 証 書

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

■■■■■■■は、▲▲▲▲▲▲が綾部市総合運動公園E S C O事業に関するE S C O事業提案の優秀提案として採用され、最終的に市と▲▲▲▲▲▲がE S C O契約を締結した場合、▲▲▲▲▲▲に係るE S C O事業の遂行を保証いたします。

万一、提案者である▲▲▲▲▲▲において、E S C O事業の遂行に支障のある場合には、■■■■■■■は保証人として責任を持って事業を遂行し、綾部市の運営に支障を及ぼさないために、綾部市と▲▲▲▲▲▲が締結したE S C O契約に基づく一切の義務を引き継ぎ、誠意を持って迅速に履行することを誓約します。

保証人：

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

■■■■■■■

(代表者印)

電 話 番 号

F A X 番 号

(様式第 5 号の 1)

企 業 状 況 表

住 所	
商号または名称	
代 表 者 名	
建設業許可番号	
ISO 9000 シリーズ 認証取得状況	( 認証部署等 ) ( 適用規格 ) ( 審査登録機関 ) ( 登録番号 )
ISO 14000 シリーズ 認証取得状況	( 認証部署等 ) ( 適用規格 ) ( 審査登録機関 ) ( 登録番号 )
地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者	有 無 (有の場合の理由 )
本募集要領の公表の日 (以下「公表の日」という。) から提案書提出日までの期間に、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けている者	有 無 (有の場合の理由 )
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由 )
公表の日から提案書提出日までの期間に綾部市が行う契約からの暴力団等排除措置要綱別表に基づく、入札等排除措置を受けている者	有 無 (有の場合の理由 )
役員が、暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (令和 3 年法律第 21 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団員等 (綾部市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員等及び同 4 条に規定する暴力団密接関係者) である者	有 無 (有の場合の理由 )
商法 (明治 32 年法律第 48 号) の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者	有 無 (有の場合の理由 )
民事再生法 (令和 11 年法律第 225 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由 )
会社更生法 (令和 14 年法律第 154 号) の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者	有 無 (有の場合の理由 )
国税及び本市市税を滞納していない者	有 無 (有の場合の理由 )

注) 必要事項を記入し、対応する部分には○をつけること。

(様式第5号の2)

有資格技術職員内訳表

有資格技術職員内訳			人 数		合 計	
建 築 工 事	一級建築士		人			
	一級建築施工管理技士		人			
	二級建築施工管理技士	建築	人	小計		_____人
		躯体	人			
		仕上げ	人			
	監理技術者		人			
	その他(※1)		人			
電 気 工 事	一級電気工事施工管理技士		人			
	二級電気工事施工管理技士		人			
	監理技術者		人			
	その他(※1)		人			
管 工 事	一級管工事施工管理技士		人			
	二級管工事施工管理技士		人			
	監理技術者		人			
	その他(※1)		人			
技 術 士	建設	人	小計	_____人		
	電気・電子	人				
	機械	人				
	衛生工学	人				
エネルギー管理士		人				
建築設備士		人				
その他(※1)		人		人		

※1：その他については、可能な範囲で具体的に記入すること。

(企業名： )

(様式第 5 号の 3)

各役割の責任者業務実績表

分 担 氏名・年齢	実務経験年数	過去に従事した ESCO 事業等 類 似 業 務 の 実 績
	資 格	実施年度    立場    業務概要
事業役割責任者 社名 ..... 氏名 ..... 年齢    才	経験年数    年	
	資格の種類： .....	
設計役割責任者 社名 ..... 氏名 ..... 年齢    才	経験年数    年	
	資格の種類： .....	
建設役割責任者 社名 ..... 氏名 ..... 年齢    才	経験年数    年	
	資格の種類： .....	
その他役割責任者 社名 ..... 氏名 ..... 年齢    才	経験年数    年	
	資格の種類： .....	

注：本提案における実務上の各役割の責任者を記入のこと。

ESCO 事業等とは、省エネ診断、建築・設備設計、工事の実績も含む。

(グループ名(企業名)： )

(様式第6号)

ESCO関連事業実績一覧表

事業件名	発注者	受注形態	契約金額 (千円)	契約年月日	契約期間	施設の概要			主な契約内容				
						用途	構造・ 規模面積	工事完了 年月	対象機器	対象建物 全体の省エ ネルギー率	パフォーマンス契約の 有無と種類 (ギランティード/シェアード)	保証の 有無	計測・検証 の有無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無
							m <sup>2</sup>	年 月		%	有(G・S)・無	有・無	有・無

注1) 受注形態の欄には、単独、JVの別を記入すること。

注2) 構造は、構造種別・地上階数/地下階数を記述すること。(例：RC-5/1)

注3) ESCO事業におけるパフォーマンス契約とは、省エネルギー改修による経費削減分で全ての経費を賄う契約であり、その中で、ギランティード・セービングス契約では実際の金融負担を発注者が負い、シェアード・セービングス契約はESCO事業者が実際の金融負担を負う形態となる。

注4) 上記の各契約を証明できる書類を提出すること。

(企業名： )

(様式第7号)

## 提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号  
F A X 番 号

(代表者印)

綾部市総合運動公園E S C O事業

標記事業への提案書に係る選定の参加を以下の理由により、辞退します。

提案辞退理由：

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること

※建設業法上主たる営業所と登記簿上の所在地が異なる場合は、登記簿上の所在地を（ ）書きで上段に記入すること

(様式第8号)

## 提 案 書 提 出 届

令和 年 月 日

(あて先) 綾部市長

(※) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

(代表者印)

綾部市総合運動公園E S C O事業

提案要請番号：第 号

標記事業に関しまして、下記の提案書類を提出いたします。

### 記

- ①提案総括表
- ②技術提案書
- ③事業資金計画書
- ④維持管理等提案書
- ⑤工事工程表
- ⑥主要機器等の設置計画図
- ⑦市内企業選定計画書

担当責任者氏名

所 属 ・ 職 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

※グループで参加の場合は、代表者が提出すること。

【記載例】

提出書類の体裁（共通）（サイズはA4版とする）

(1) 提案要請番号

ページ右下すみに「提案要請番号」を記入すること。

文字の大きさ：MS明朝体 10.5ポイント程度

(2) 通し番号

提案書本文の各ページ下部中央に通し番号を記入すること。（例：②－1）

文字の大きさ：MS明朝体 10.5ポイント程度

(3) 本文

文字の大きさ：MS明朝体 10.5ポイント程度

字数：40行×40文字程度

(3) 本文

(2) 各提案書番号 - ページ番号 → ②-1

綾部市総合運動公園E S C O事業  
(提案要請番号：●●)

(1) 提案要請番号

(様式第9号)

## 綾部市総合運動公園ESCO事業提案書

### ① 提案総括表

提出日 令和 年 月 日

(様式第10号の1)

① 提 案 総 括 表

(ア) 提案概要

ESCO 設備の概要や特徴、ESCO 事業実績等のアピール内容を記述すること。

--

注) A4版2枚以内で記述すること。(図表も記入可)

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号： )



(様式第10号の3)

① 提案総括表

(ウ) 事業内容提案書

ESCO 事業期間における事業収支を下表に基づき記入すること。

(消費税 10%込み)

①	光熱水費年間削減予定額	円/年	
②	光熱水費年間削減保証額	円/年	①の70%以上
③	年間維持管理等サービス料	円/年	
④	削減保証額とサービス料の差(年額)	円/年	②-③
⑤	契約期間	3年	
⑥	光熱水費削減予定総額	円	①×3
⑦	光熱水費削減保証総額	円	②×3
⑧	維持管理等サービス料総額	円	③×3
⑨	削減保証額とサービス料(3年間)の差(総額)	円	②×3-⑧

<参考>

	一次エネルギー削減予定量	MJ/年	
	一次エネルギー削減予定率	%	
	一次エネルギー削減保証量	MJ/年	
	一次エネルギー削減保証率	%	
	二酸化炭素排出削減予定量	kg-CO2/年	
	二酸化炭素排出削減予定率	%	
	二酸化炭素排出削減保証量	kg-CO2/年	
	二酸化炭素排出削減保証率	%	

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

(様式第 9 号)

## 綾部市総合運動公園 E S C O 事業提案書

### ② 技術提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第11号の1)

## ② 技術提案書

### (ア) 省エネルギー改修項目等説明書

提案する省エネルギー手法毎に下記の内容について記述すること。

1. 改修前と改修後の構成（システム）図
2. 対象設備に関するエネルギー消費状況の評価内容
3. 省エネルギー改修項目の内容およびシステム説明
4. エネルギー削減量、光熱水費削減額、CO<sub>2</sub>削減等に関する技術的、数値的根拠

注) 図表も記入可

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号： )

(様式第 1 1 号の 2)

## ② 技 術 提 案 書

### (イ) 施工時の安全性・施設運営に関する配慮計画書

工事施工に当たり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び施設の運営・業務への影響、品質管理、環境対策等に関する内容について記述すること。

注) A 4 版 3 枚衣内で記述すること。

綾部市総合運動公園 E S C O 事業  
(提案要請番号： )

(様式第11号の3)

## ② 技術提案書

### (ウ) ESCO設備と既存設備の関係

ESCO設備と既存設備の関係、特に導入する省エネ手法が既存設備の更新や効率化改修に寄与する事項について記述すること。

注) A4版3枚以内で記述すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

(様式第11号の4)

## ② 技術提案書

### (エ) 市内企業等の参画

下請事業者又は協力事業者の選定に当たり、綾部市内に主たる営業所を有する者を選定する場合は、その内容を記述すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号： )

(様式第9号)

## 綾部市総合運動公園E S C O事業提案書

### ③ 事業資金計画書

提出日 令和 年 月 日

(様式第12号の1)

③ 事業資金計画書

(ア) 事業収支計画書

(維持管理等サービス期間 3 年)

(消費税10%込み 単位：円)

収支内訳			施工年度	初年度	2年度	3年度	合計
①収入（年間光熱水費削減保証額）							
年間光熱水費削減保証額			—				
②支出（工事費他）							
A：改修工事費等サービス料		計（a～f）		—	—	—	—
詳細診断費	(様式第12号の3)	a		—	—	—	—
設計費	(様式第12号の3)	b		—	—	—	—
工事費	(様式第12号の3)	c		—	—	—	—
工事監理費	(様式第12号の3)	d		—	—	—	—
計測機器設置費	(様式第12号の3)	e		—	—	—	—
その他 ※1		f		—	—	—	—
B：維持管理等サービス料		計（g～j）	—				
維持管理費	(様式第13号の1)	g	—				
計測・検証費	(様式第13号の2)	h	—				
運転管理費	(様式第13号の3)	i	—				
その他 ※1		j	—				
削減保証額とサービス料の差（①－②）		—	—				

注) 版横書きで作成すること。(－の欄には記入しないこと。)

※1：その他について、別途内訳がある場合は添付すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号： )

(様式第12号の2)

### ③ 事業資金計画書

#### (イ) 資金計画表(1)

##### 1) 事業費の調達に関する考え方

自己資本と外部借入金の金額を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

事業費総額	百万円	資金調達企業主体名			
		自己資本	百万円	百万円	百万円
		外部借入金	百万円	百万円	百万円

##### 2) 外部借入等について

外部借入等について、その内訳、借入条件等を記入すること。資金調達企業毎の内訳も分かる形で記入すること。

資金調達企業名 [     ]

外部借入金	百万円	民間金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		政府系金融機関※		百万円
		借入条件		
		(借入時期、期間、金利、見直時期等)		
		その他社債等※		百万円
		発行条件		
		(発行時期、償還年限、表面利率等)		

注) 現在検討している金融機関名或いは社債内容について具体的に記入すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号:     )

(様式第12号の2)

③ 事業資金計画書

(イ) 資金計画表(2)

3) その他

資金調達手法として検討していることがある場合は記入すること。

--

4) 過去の主な借入実績

本件事業において資金調達を予定している企業について、現在借入残高のある長期借入の金額とその借入条件及び短期資金の借入条件を記入すること。

資金調達企業名 [      ]

民間金融機関※	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
政府系金融機関※	百万円
借入条件 (借入時期、期間、金利、見直時期等)	
その他社債等※	百万円
発行条件 (発行時期、償還年限、表面利率等)	

注) 金融機関名或いは社債内容等について具体的に記入すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号:      )

(様式第 1 2 号の 3)

### ③ 事業資金計画書

#### (ウ) 改修工事等サービス料に関わる経費計画書

ESCO 設備における改修工事等サービスに係る費用について記入のうえ、本市が指定する改修工事及び指定部分を除く改修工事の各々の改修範囲、改修内容及び改修工事等サービス料の内訳を添付すること。

(消費税 10%込み)

項 目	金額(円)	備 考
詳細診断費		包括的エネルギー管理計画書作成費含む
設計費		
工事費		
工事監理費		
計測機器設置費		様式第 13 の 2
その他		
合 計		

※計測機器設置費を他の設備と一体のものとして、BEMS を整備する場合は工事費に含む。

BEMS 以外に係る費用がある場合は記載すること。

※その他の費用計上がある場合は、その内容と内訳を添付すること。

注 1) 各種合計金額と関連項目の金額が一致するように留意すること。

注 2) 金額には消費税を含め、積算根拠の記載にあたっては消費税額が分かるようにすること。

綾部市総合運動公園 E S C O 事業  
(提案要請番号: )

(様式第9号)

## 綾部市総合運動公園E S C O事業提案書

### ④ 維持管理等提案書

提出日 令和 年 月 日

(様式第13号の1)

④ 維持管理等提案書

(ア) 維持管理計画書

a 維持管理計画

ESCO 設備及び維持管理対象設備の維持管理業務及び定期点検（消耗品を含むフルメンテナンス）に関する計画内容を記述すること。また、維持管理業務を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

b 維持管理費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考（積算根拠共）
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

(様式第13号の2)

④ 維持管理等提案書

(イ) 計測・検証計画書

a 省エネルギー効果の測定・検証方法

省エネ改修項目	省エネ効果の測定・検証方法

b 計測機器設置費見積書

(消費税10%込み)

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (千円)	備 考
合 計					

c 計測・検証費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金 額 (円/年)	備 考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる経費を記入し、内訳を添付すること。

d その他特記事項

計測・検証や性能検証等の業務を行う上で工夫している点があれば、A4版2枚以内で記述すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

(様式第13号の3)

④ 維持管理等提案書

(ウ) 運転管理計画書

a 運転管理指針

ESCO 設備および本市の既存設備に関する適切な運転管理の考え方、本市と事業者の役割について記述すること。

また、運転管理を行う上で、コスト削減およびサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば、併せてA4版1枚以内で記述すること。

b 運転管理費見積書

(消費税10%込み)

項 目	金額 (円/年)	備考 (積算根拠共)
合 計		

注) 毎年度かかる費用を記入すること。また、別途作成する内訳がある場合は、添付すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

(様式第13号の4)

④ 維持管理等提案書

(エ) ESCO 設備の信頼性に関する計画書

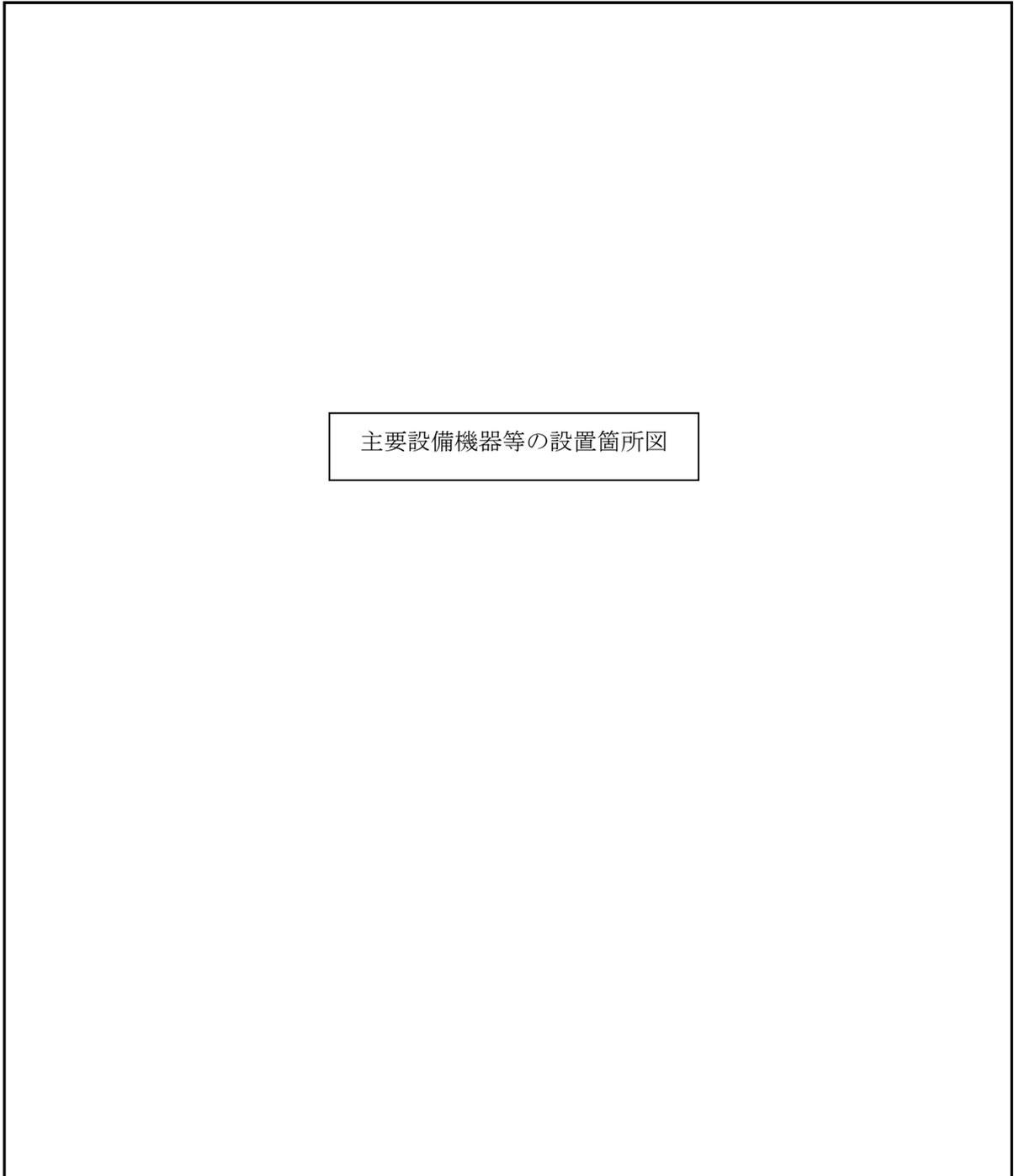
ESCO 契約期間終了後も含めた ESCO 設備の信頼性（機器選定の考え方、安定的な運用についての方策、運転調整の考え方、契約期間終了後のアフターケア等）、故障時、災害時等を含む緊急対応に関する内容について記述すること。

注) A4版3枚以内で記述すること。

綾部市総合運動公園ESCO事業  
(提案要請番号: )

### ⑤ 主要機器等の設置計画図

ESCO 設備の主要機器の設置計画図（平面図、系統図等）、および ESCO 設備と既存設備の  
取り合い計画等を示すこと。



※書式の仕様は自由とする。

綾部市総合運動公園 E S C O 事業  
(提案要請番号： )

綾部市公告第47号

大規模改修事業（小学校）、綾部小学校屋内運動場改修工事（建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和4年6月27日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 32号
- (2) 工 事 名 綾部小学校屋内運動場改修工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市上野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部小学校における屋内運動場の改修を行うものです。学校敷地内の工事であるため、作業時間、進入路等の制約もあり、児童への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 屋根改修 改修面積 734㎡  
外壁改修 改修面積 1,248㎡  
内装改修 改修面積 939㎡
- (6) 予定工期 令和4年 7月26日から  
令和4年12月22日まで（150日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築

工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年6月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課

契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は470円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月 1日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で6月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年7月7日（木）から  
令和4年7月8日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年7月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和4年7月15日（金）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月19日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によるこ

と。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年7月20日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号 .....  
2 工 事 名 .....  
3 場 所 .....  
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

### 記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

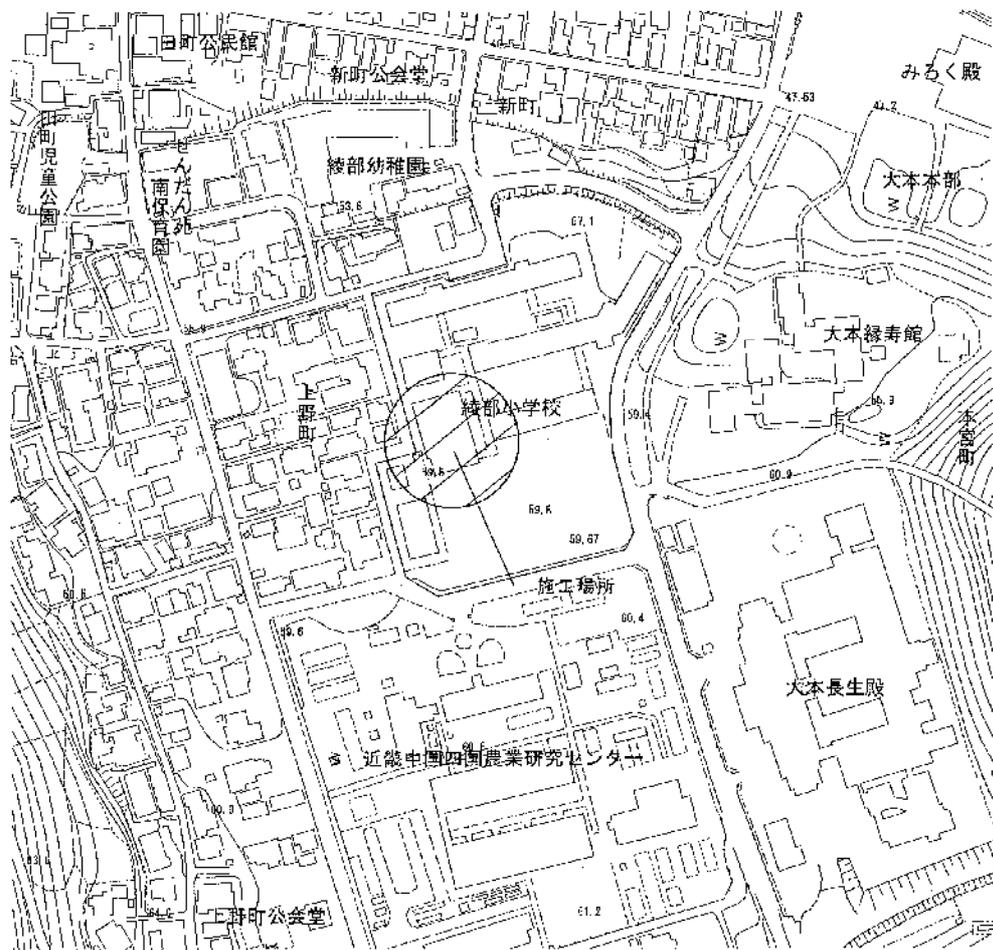
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....



付近見取り図 1/2000

綾部市公告第48号

衛生公苑大規模改修事業、衛生公苑大規模改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和4年6月27日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 35号
- (2) 工 事 名 衛生公苑大規模改修工事
- (3) 工事場所 綾部市里町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部市衛生公苑の大規模改修を行うものです。工事期間中も、し尿受入は当施設で継続して行うため、し尿処理を継続できるよう必要に応じて運転方法の変更、仮設切り回し等綾部市及び綾部市が委託する運転管理業者と綿密な連携・工程調整が必要です。
- (5) 工事概要 機械設備工事 一式  
配管設備工事 一式  
電気計装設備工事 一式  
土木・建築設備工事 一式  
その他関連工事 一式
- (6) 予定工期 令和4年10月15日から  
令和7年 3月31日まで（899日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4、5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に機械器具設置工事で登録された単体業者で、申請日時点において京都府又は綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を機械器具設置工事について受けているものであること。
- (4) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査結果通知が、機械器具設置工事の総合評点で900点以上であること。なお、この経営事項審査結果通知は、令和4、5年度の建設工事入札参加資格申請書に添付された通知とする。
- (5) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年1

2月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。

- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の機械器具設置工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 機械器具設置工事に係る監理資格を有した技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和4年6月27日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,590円です。

(2) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月 1日（金）午前9時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で6月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- (1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和4年7月7日（木）から  
令和4年7月8日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和4年7月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和4年7月15日（金）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月19日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年7月20日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達で

あり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

- (7) 本案件の契約締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、綾部市議会の議決を要するため、議会の議決までは仮契約を締結するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

### 記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

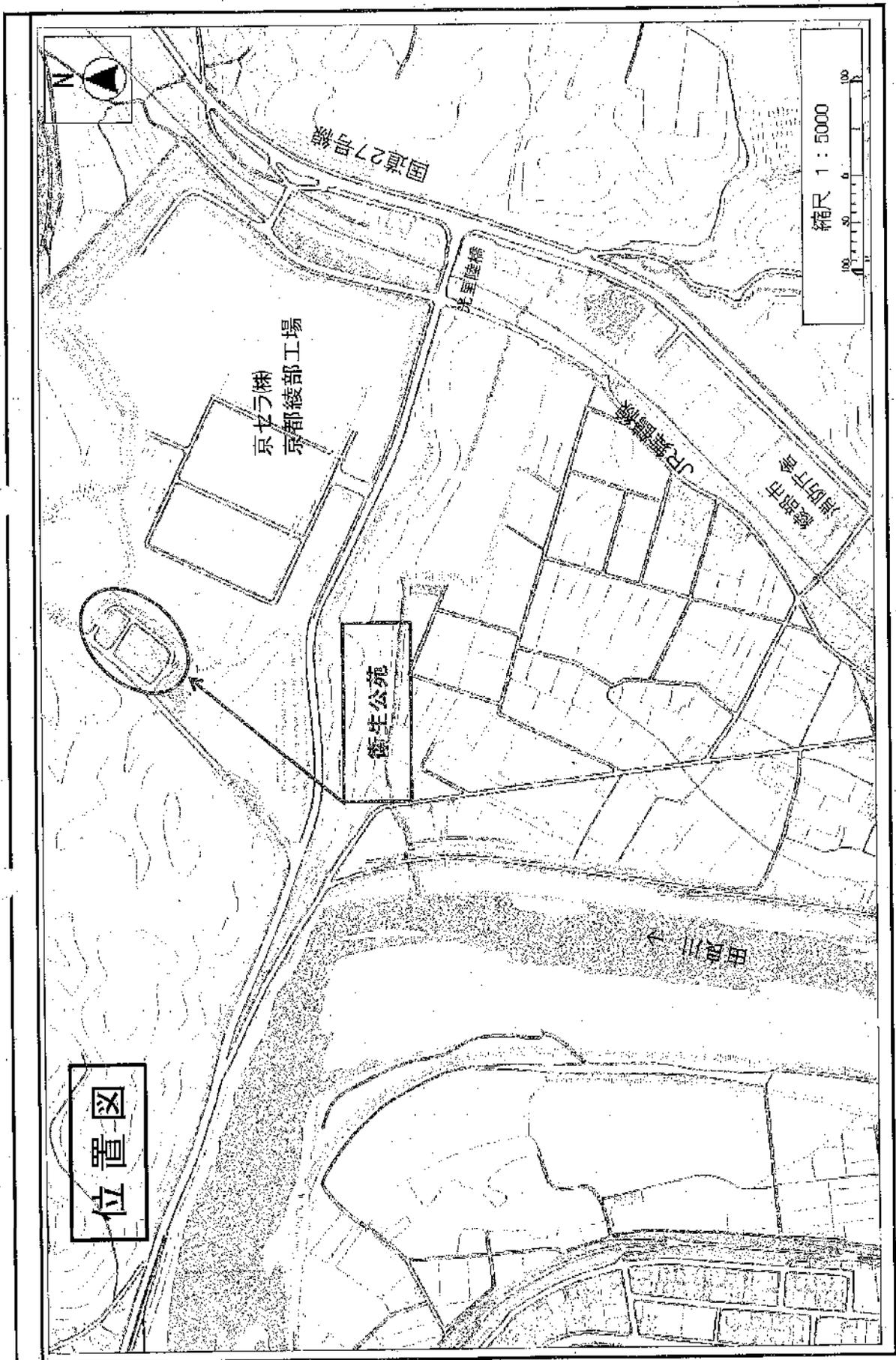
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....



綾部市公告第 4 9 号

クリーンセンター管理費（大規模改修事業）、綾部市クリーンセンター空調設備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 4 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 4 3 3 号                                      |
| (2) 工 事 名 | 綾部市クリーンセンター空調設備工事                                  |
| (3) 工事場所  | 綾部市野田町（別添位置図参照）                                    |
| (4) 工事概要  | 空調機取替<br>天カセ形 6 組<br>床置き形 4 組                      |
| (5) 予定工期  | 令和 4 年 7 月 2 6 日から<br>令和 5 年 1 月 2 1 日まで（1 8 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 4 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級で登録されており、令和 4 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年6月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は190円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年7月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月7日（木）から

令和4年7月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年7月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和4年7月15日（金）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月19日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出7月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和4年7月20日（水）午前9時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第50号

大規模改修事業（小学校）、綾部小学校屋内運動場改修工事（電気設備工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和4年6月27日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |                                    |
|-----------|------------------------------------|
| (1) 工事番号  | 第504 34号                           |
| (2) 工 事 名 | 綾部小学校屋内運動場改修工事（電気設備工事）             |
| (3) 工事場所  | 綾部市上野町（別添位置図参照）                    |
| (4) 工事概要  | 照明器具及び誘導灯取替 124個                   |
| (5) 予定工期  | 令和4年 7月26日から<br>令和4年10月23日まで（90日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事のA等級、B等級、C等級のいずれかで登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

##### （1）設計図書の閲覧

①期間 令和4年6月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は150円です。

##### （2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年7月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月7日（木）から

令和4年7月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年7月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和4年7月15日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和4年7月19日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出7月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和4年7月20日(水) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

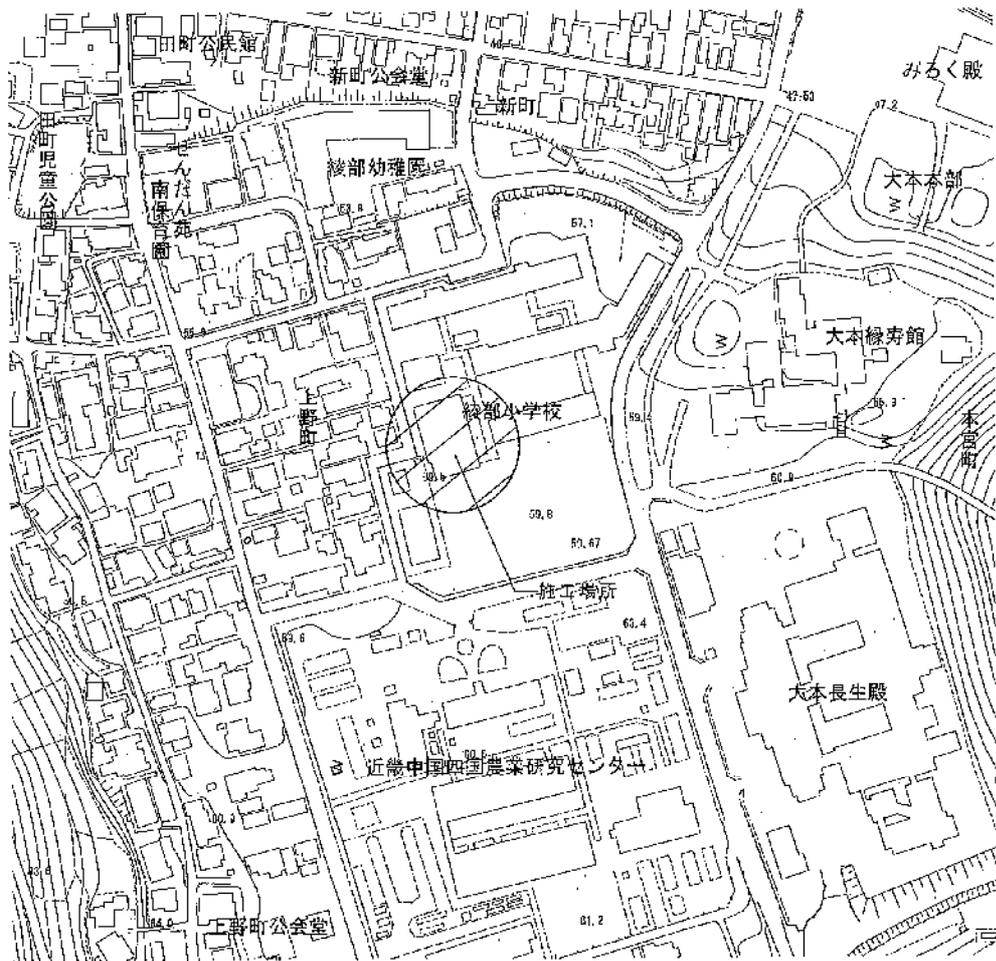
**2) 主任技術者**

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取り図 1/2000



### 3 提出書類

#### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

### 4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

#### (1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年6月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は670円です。

#### (2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和4年6月30日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年7月 1日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

### 5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和4年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

### 6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和4年7月7日（木）から

令和4年7月8日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の

提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年7月11日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和4年7月15日（金）午前9時から午後6時まで  
令和4年7月19日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は7月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月19日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和4年7月20日（水）午前10時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし

ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

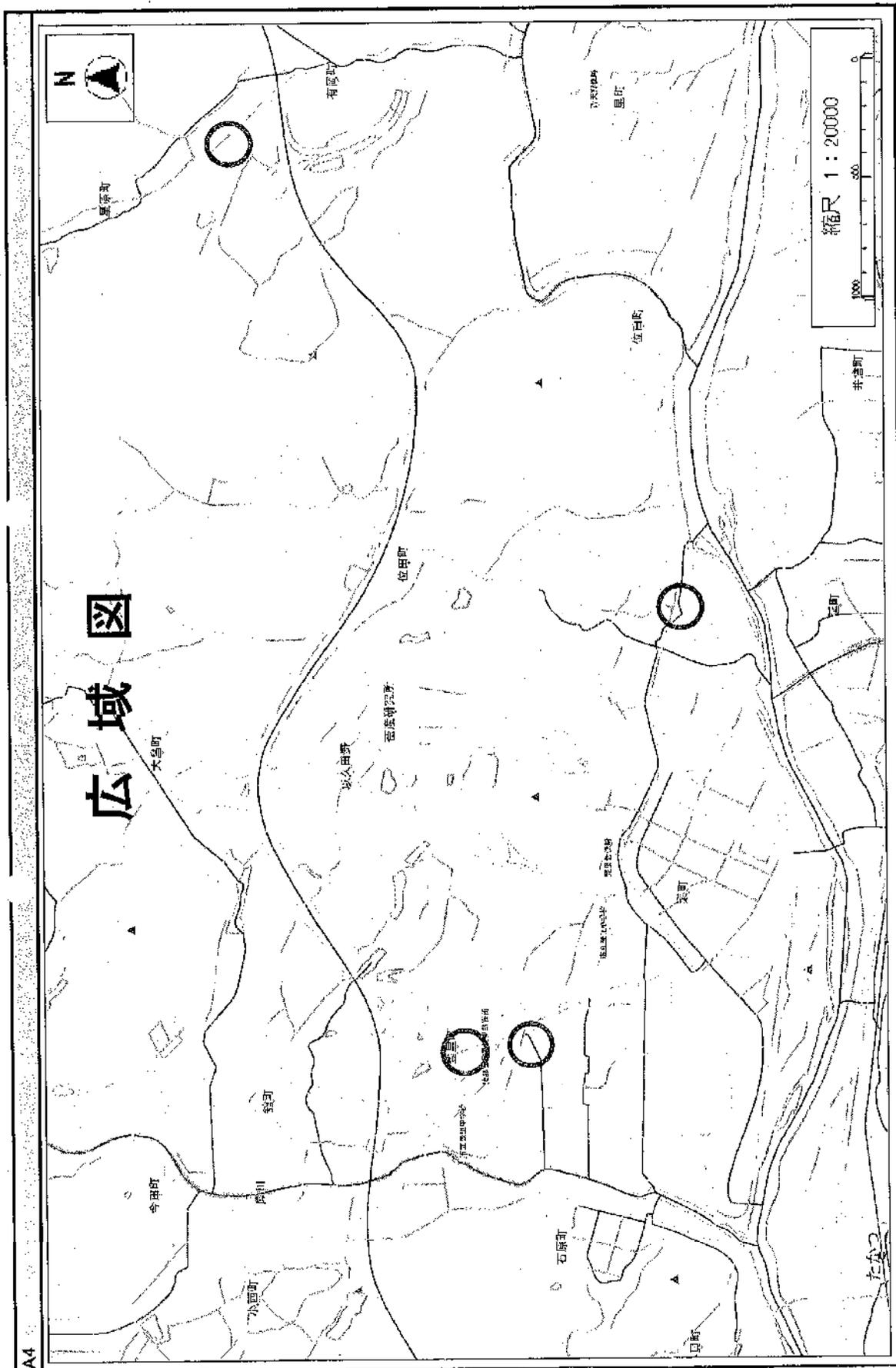
2) 主任技術者

- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)  
 (1) 3)の1に規定する期間。  
 (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 5 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和4年6月29日

綾部市長 山崎善也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

日置谷自治会

(2) 区域

綾部市八津合町日置村中、日置村前及び片山までの区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市八津合町村前33番地の2

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	宅地	148.76平方メートル	綾部市八津合町村前33番2
②	宅地	138.84平方メートル	綾部市八津合町村前34番3
③	宅地	115.70平方メートル	綾部市八津合町日置村中4番2
④	宅地	121.78平方メートル	綾部市八津合町片山79番1
	宅地	17.05平方メートル	綾部市八津合町片山79番2
	宅地	220.79平方メートル	綾部市八津合町片山80番1
	宅地	30.44平方メートル	綾部市八津合町片山80番2
⑤	保安林	30791平方メートル	綾部市八津合町裏山1番6
⑥	保安林	10133平方メートル	綾部市八津合町裏山1番9
⑦	山林	10207平方メートル	綾部市八津合町笹尾山32番2

⑧	山林	3 1 2 7 9 平方メートル	綾部市八津合町笹尾山 3 3 番
⑨	山林	1 5 4 3 平方メートル	綾部市八津合町朝日山 2 3 番
⑩	山林	4 4 9 平方メートル	綾部市八津合町村奥 1 番 1
⑪	山林	1 3 0 9 平方メートル	綾部市八津合町丸山 8 0 1 8 番 2 9
⑫	山林	1 0 3 1 3 平方メートル	綾部市八津合町丸山 8 0 1 9 番
	保安林	6 7 8 6 平方メートル	綾部市八津合町丸山 8 0 2 0 番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市八津合町村前 3 3 番 2 の宅地

氏名 森津隆

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 8 番地

氏名 佐金専治

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 4 番地

②綾部市八津合町村前 3 4 番 3 の宅地

氏名 森津隆

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 8 番地

氏名 佐金専治

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 4 番地

③綾部市八津合町日置村中 4 番 2 の宅地

氏名 石井栄太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 9 番戸

氏名 古和田増吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 3 番戸

氏名 古和田六右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 4 番戸

氏名 藪下源藏

住所 京都府何鹿郡中上林村八津合 8 3 番戸

氏名 波多野梅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 渡辺太三郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 6 番戸

氏名 森津嘉兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 9 番戸

氏名 森津米吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 7 番戸

氏名 渡辺傳兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 5 番戸

氏名 森津賢太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 9 番地

氏名 梅原亀吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 8 番戸

氏名 佐金兼吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 2 番戸

氏名 波多野彦治郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 6 番戸

氏名 森津伊助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 4 番戸

氏名 佐金安吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 4 番地

氏名 波多野初太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 4 番戸

氏名 藪下寅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 1 番戸

氏名 吉村弁吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字長老ヶ段 4 番地

氏名 渡辺周助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 0 番戸

氏名 波多野定吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 7 番戸

氏名 古和田重助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 2 番戸

氏名 森津房吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 8 番地

氏名 四方覺之助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 8 番戸

氏名 波多野秀太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 6 番地の乙

氏名 森津幸友  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 3 ノ 1 ・ 5 0 ・ 4 8 ノ 1  
合番地

氏名 森津重見  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 9 番 2 0 番合地

④綾部市八津合町片山 7 9 番 1 の宅地、同所 7 9 番 2 の宅地、同所 8 0 番 1 の宅地、  
同所 8 0 番 2 の宅地

氏名 古和田増吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 3 番戸

氏名 古和田六右衛門  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 4 番戸

氏名 波多野梅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 渡辺太三郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 6 番戸

氏名 森津嘉兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 9 番戸

氏名 森津米吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 7 番戸

氏名 渡辺傳兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 5 番戸

氏名 森津賢太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 9 番地

氏名 梅原亀吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 8 番戸

氏名 佐金兼吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 2 番戸

氏名 波多野彦次郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 6 番戸

氏名 石井栄太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 9 番戸

氏名 森津政吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 8 番戸

氏名 森津伊助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 4 番戸

氏名 佐金安吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 4 番地

氏名 波多野初太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 4 番戸

氏名 藪下寅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林字八津合 9 1 番戸

氏名 吉村弁吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字長老ヶ段 4 番地

氏名 渡辺周助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 0 番戸

氏名 波多野定吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 7 番戸

氏名 古和田重助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 2 番戸

氏名 森津房吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 8 番地

氏名 四方覺之助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 8 番戸

氏名 波多野秀太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 6 番地ノ乙

氏名 藪下藤吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津幸友  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 3 ノ 1 ・ 4 8 ノ 1 ・ 5 0  
合番地

⑤綾部市八津合町八津合町裏山 1 番 6 の保安林

氏名 梅原敬治  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 5 番地

氏名 福井政治  
住所 京都府福知山市字中ノ 2 3 3 番地の 1 5

氏名 古和田重雄  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 4 番地

氏名 波多野兵衛

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 6 番地

氏名 森津健

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 9 番地

氏名 渡邊聡

住所 京都府福知山市篠尾新町一丁目 6 9 番地コーポスター 1 0 2 号

氏名 渡邊英昭

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 2 番地

氏名 森津三郎

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 1 番地

氏名 波多野達

住所 京都府綾部市桜が丘一丁目 1 3 番地の 1

氏名 波多野シズ枝

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 8 番地

氏名 佐金康治

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 4 番地

氏名 藪下艶子

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 7 番地

氏名 森津昇

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 7 番地

氏名 波多野伊織

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 5 番地

氏名 波多野公

住所 京都府長岡京市緑が丘 2 番 5 号

氏名 森津重見

住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 9 番 2 0 番合地

氏名 藪下時江  
住所 栃木県さくら市上阿久津 1 7 7 9 番地 8

氏名 森津池荷  
住所 兵庫県西宮市高木西町 1 6 番 2 号

氏名 古和田貞之  
住所 京都府綾部市西町三丁目南大坪 3 9 番地の 2、3 - 1 0 2

氏名 森津喜代  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 2 番地

氏名 塩見ヒデコ  
住所 京都府舞鶴市字浜 9 0 9 番地 1

氏名 古和田恒裕  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 0 番地

氏名 佐金千恵  
住所 福井県大飯郡高浜町宮崎第 8 6 号 4 0 番地 1 7

氏名 渡邊進  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 2 7 番地

氏名 段一志  
住所 石川県野々市市藤平田一丁目 3 8 0 番地 2

氏名 森津一男  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 8 番地

⑥綾部市八津合町裏山 1 番 9 の保安林

氏名 藪下修三  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 7 番地

氏名 森津勇太郎  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 1 番地

氏名 梅原敬治  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 5 番地

氏名 波多野正男  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 8 番地

氏名 福井政治  
住所 京都府福知山市字中ノ 2 3 3 番地の 2

氏名 段彌壽男  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 番地

氏名 波多野俊作  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 5 番地

氏名 森津五郎  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 8 番地

氏名 森津恒夫  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 7 番地

氏名 森津奎太郎  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 9 ・ 2 0 番合地

氏名 佐金謙治  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 2 3 番地

氏名 波多野幹男  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 2 4 番地

氏名 渡邊信太郎  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 2 7 番地

氏名 渡邊定男  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 0 ・ 3 1 合地

氏名 渡邊峯吉  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 2 番地

氏名 古和田重雄  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 4 番地

氏名 古和田 輝二  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 5 番地

氏名 藪下勇  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 3 6 番地

氏名 古和田千城  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 0 番地

氏名 波多野計夫  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 2 番地

氏名 佐金専治  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 4 番地

氏名 波多野兵衛  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 4 6 番地

氏名 森津豊子  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 5 0 番地

氏名 石井源太郎  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 5 6 番地

氏名 森津健  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 9 番地

氏名 森津雅行  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 2 番地

⑦綾部市八津合町笹尾山 3 2 番 2 の山林

氏名 藪下修三  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津勇太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 1 番地

氏名 梅原敬治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 5 番地

氏名 波多野正男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 番地

氏名 福井政治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 番地

氏名 段弥寿男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 番地

氏名 波多野俊作  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 番地

氏名 森津五郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 8 番地

氏名 森津甚右エ門  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 9 番地

氏名 森津忠平  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 6 番地

氏名 森津恒夫  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 7 番地

氏名 森津柰太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 9 ・ 2 0 合番地

氏名 佐金謙治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 3 番地

氏名 波多野幹男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 4 番地

氏名 渡辺定男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 渡辺信太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 渡辺峯吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 2 番地

氏名 古和田重雄  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 4 番地

氏名 古和田輝二  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 5 番地

氏名 藪下勇  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 6 番地

氏名 古和田千城  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 0 番地

氏名 波多野計夫  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 佐金専治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 4 番地

氏名 波多野兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 6 番地

氏名 森津豊子  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 の 1 ・ 5 0 ・ 4 3 の  
1 合番地

氏名 四方亀衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 7 番地

氏名 石井源太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 6 番地

⑧綾部市八津合町笹尾山 3 3 番の山林

氏名 藪下修三  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 7 番地

- 氏名 森津勇太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 1 番地
- 氏名 梅原敬治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 5 番地
- 氏名 波多野正男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 番地
- 氏名 福井政治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 番地
- 氏名 段弥寿男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 番地
- 氏名 波多野俊作  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 番地
- 氏名 森津五郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 8 番地
- 氏名 森津甚右エ門  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 9 番地
- 氏名 森津忠平  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 2 番地
- 氏名 森津恒夫  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 7 番地
- 氏名 森津柰太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 9 ・ 2 0 合番地
- 氏名 佐金謙治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 3 番地
- 氏名 波多野幹男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 4 番地

氏名 渡辺信太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 渡辺定男

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 0 ・ 3 1 合番地

氏名 渡辺峯吉

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 2 番地

氏名 古和田重雄

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 4 番地

氏名 古和田輝二

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 5 番地

氏名 籾下勇

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 6 番地

氏名 古和田千城

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 0 番地

氏名 波多野計夫

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 佐金専治

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 4 番地

氏名 波多野兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 6 番地

氏名 森津豊子

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 の 1 ・ 5 0 ・ 4 3 の  
1 合番地

氏名 四方亀衛

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 7 番地

氏名 石井源太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 6 番地

⑨綾部市八津合町朝日山 2 3 番地の山林

氏名 石井栄太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野彦治郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津伊助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野初太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 藪下寅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 古和田増吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 梅原亀吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津賢太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津房吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野梅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野治一  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 藪下藤吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津幸一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 8 番ノ 1 ・ 4 3 番ノ 1 ・  
5 0 番合地

氏名 渡辺勝二郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 渡邊傳治

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 3 0 ・ 3 1 番合地

氏名 佐金万吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 2 3 番地

氏名 古和田慶太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 0 番地

⑩綾部市八津合町村奥 1 番 1 の山林

氏名 石井栄太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野初太郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津房吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津忠平衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 梅原亀吉

住所 京都府何鹿郡中上林字八津合

氏名 渡辺周助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 藪下寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 古和田重助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 古和田増吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 古和田六右衛門  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野彦二郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 佐金喜助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 佐金兼吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村八津合

氏名 森津伊助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 渡辺傳兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津嘉兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 森津賢太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 吉村茂  
住所 京都府何鹿郡中上林村八津合

氏名 四方覺之助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野梅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 波多野治一  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合

氏名 藪下藤吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津幸一  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 8 番ノ 1 ・ 4 3 番ノ 1 ・  
5 0 番合地

氏名 波多野定吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 2 4 番地

氏名 渡辺勝二郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 森津重見  
住所 京都府綾部市八津合町日置村中 1 9 番 2 0 番合地

⑪綾部市八津合町八津合町丸山 8 0 1 8 番 2 9 の山林

氏名 古和田増吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 3 番戸

氏名 古和田六右衛門  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 4 番戸

氏名 波多野梅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 渡辺太三郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 2 7 番地

氏名 森津嘉兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村八津合 1 0 9 番戸

氏名 森津米吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 7 番戸

氏名 渡辺傳兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 5 番戸

氏名 森津賢太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 9 番地

氏名 梅原亀吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 8 番戸

氏名 佐金兼吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 2 番戸

氏名 波多野彦治郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 6 番戸

氏名 石井栄太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 9 番戸

氏名 森津政吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 8 番戸

氏名 森津伊助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 4 番戸

氏名 佐金安吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置中村 4 4 番地

氏名 波多野初太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 8 4 番戸

氏名 藪下寅吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 1 番戸

氏名 吉村弁吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字長老ヶ段 4 番地

氏名 渡辺周助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 0 番戸

氏名 波多野定吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 0 7 番戸

氏名 古和田重助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 2 番戸

氏名 森津房吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 8 番地

氏名 四方寛之助  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 9 8 番戸

氏名 波多野秀太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 6 番地の乙

氏名 藪下藤吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津幸友  
住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字日置村中 4 3 ノ 1 ・ 4 8 ノ 1 ・ 5 0  
合番地

⑫綾部市八津合町丸山 8 0 1 9 番の山林、同所 8 0 2 0 番の保安林

氏名 藪下修三  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 7 番地

氏名 森津勇太郎  
住所 京都府何鹿分中上林村大字八津合小字日置村中 4 1 番地

氏名 梅原敬治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 5 番地

氏名 波多野正男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 番地

氏名 福井政治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 番地

- 氏名 段弥寿男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 番地
- 氏名 波多野俊作  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 番地
- 氏名 森津五郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 8 番地
- 氏名 森津甚右エ門  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 9 番地
- 氏名 森津忠平  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 2 番地
- 氏名 森津恒夫  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 7 番地
- 氏名 森津柰太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 1 9 ・ 2 0 合番地
- 氏名 佐金謙治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 3 番地
- 氏名 波多野幹男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 4 番地
- 氏名 渡辺信太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 2 7 番地
- 氏名 渡辺定男  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 0 ・ 3 1 合番地
- 氏名 渡辺峯吉  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 2 番地
- 氏名 古和田重雄  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 4 番地

氏名 古和田輝二  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 5 番地

氏名 藪下勇  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 3 6 番地

氏名 古和田千城  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 0 番地

氏名 波多野計夫  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 2 番地

氏名 佐金専治  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 4 番地

氏名 波多野兵衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 6 番地

氏名 森津豊子  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 4 8 の 1 ・ 5 0 ・ 4 3 の  
1 合番地

氏名 四方亀衛  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 7 番地

氏名 石井源太郎  
住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字日置村中 5 6 番地

### 3 公告期間

令和 4 年 6 月 2 9 日から令和 4 年 9 月 2 9 日まで

### 4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第 5 4 号

綾部市下水道排水設備指定業者規程第 1 3 条第 1 項第 1 号に基づく指定業者を次により公表します。

令和 4 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 新たに指定する業者

事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	指 定 日
株式会社よご電工	佐 戸 仁 志	与謝郡与謝野町字岩滝 2 1 1 8 番地	令和 4 年 7 月 1 日

指定申請内容

指定番号	事 業 所 名	代 表 者 氏 名	所 在 地	技 術 者 数
2 2 3	株式会社よご電工	佐 戸 仁 志	与謝郡与謝野町字岩滝 2 1 1 8 番地	2

綾部市消防本部告示第 1 号

綾部市火災予防条例（昭和 37 年綾部市条例第 14 号）第 43 条の 2 の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定する。

令和 4 年 7 月 1 日

綾部市消防長 上 原 博 一

- 1 催しの開催場所 綾部市川糸町、並松町及び西町 1 丁目・2 丁目・3 丁目
- 2 催しの名称 令和 4 年度 あやべ水無月まつり
- 3 催しの開催期間 令和 4 年 7 月 23 日（土）10 時から 22 時まで  
※露店による火気使用は主に 17 時以降

綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和3年度に実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹  
綾部市監査委員 高 橋 輝

1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。監査対象事項は次のとおりである。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	市民環境部	市民・国保課	重度心身障害老人健康管理事業費
			あやべ健康プラザ入会金等補助事業費・あやべ健康プラザ入会金等補助事業費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	生活安全推進事業費
			コミュニティセンター管理運営費
		人権推進課	男女共同参画推進費
			みんなで創る人権のまちづくり推進事業費
	環境企画課	上林川を美しくする会運営費補助金	
		環境市民会議運営費補助金	
	環境保全課	指定ごみ袋事業費	
		最終処分場管理費	
	農林商工部	商工労政課	販売促進キャンペーン事業費
			工業団地対策費
		農政課	農道管理委託事業費
			団体営ため池等整備事業費
林政課	林業総務一般事務費		
	森林経営管理推進事業費		

監査公表

	教育部	学校教育課	I C T推進事業費（小学校費）	
			I C T推進事業費（中学校費）	
	社会教育課	史跡等管理費	各地区公民館費	
第2回	定住交流部	定住・地域政策課	定住サポート事業費・定住サポート拡充事業費	
			集落支援員設置事業費	
		観光交流課	森の京都推進事業費・森の京都推進事業費（東部サイン整備）	観光資源発信事業費
		文化・スポーツ振興課	文化イベント感染拡大防止支援事業費・スポーツ施設等環境整備事業費	東京 2020 オリンピック聖火リレー事業費
	建設部	監理課	普通財産管理費	公有林整備事業費
		建設課	急傾斜地崩壊対策事業費	道路整備事業費（一般分）
	都市計画課	都市計画マスタープラン見直し事業費	綾部駅自由通路改修事業費	
	建築課	特定空家等対策事業費	特定空家等除却費補助事業費	
	議会事務局			議会運営費 ※令和2年度
				議会タブレット端末導入事業費
第3回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費	
			情報発信拡充事業費・情報発信拡充事業費（コロナ対策分）	
		職員課	人事管理費	職員厚生費
		防災・危機管理課	災害対策費 ※令和2年度	災害対策費（新型コロナ対策）
	企画総務部	企画政策課	企画調整事務費 ※令和2年度	第6次綾部市総合計画策定事業費
		総務課	庁舎維持管理費	情報公開制度等運営費
		行政デジタル推進課	庁内情報化推進費	ブロードバンドサービス提供事業費
	財政課	財政管理一般事務費 ※令和2年度	公共施設マネジメント推進事業費	
	税務課	賦課徴収費（経常経費）※令和2年度	評価替費（固定資産評価業務委託費）	
消防本部	管理課	上林出張所費	消防団員装備品強化事業費	

**監査公表**

第4回	福祉保健部	社会福祉課	民生委員・児童委員活動費 遺族等援護事務費
		こども支援課	療育教室運営事業費 幼児教育・保育無償化制度事業費
		障害者支援課	障害者医療費給付事業費 障害児支援事業費
		高齢者支援課	生活支援ハウス運営事業費 地域包括支援センター運営事業費・地域包括支援センター委託事業費
		保健推進課	予防接種事業費 病院事業会計（令和3年度中間決算報告分）
	会計課		会計管理一般事務費 ※令和2年度 物品管理費
	上下水道部	上水道課	上水道事業会計（令和3年度中間決算報告分）
		下水道課	工業団地水処理センター管理費 下水道事業会計（令和3年度中間決算報告分）
	監査委員事務局		監査委員一般事務費 ※令和2年度

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和3年10月 1日 ~ 令和3年11月15日
第2回	令和3年11月 1日 ~ 令和3年12月24日
第3回	令和3年12月 1日 ~ 令和4年 1月27日
第4回	令和3年12月28日 ~ 令和4年 2月15日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに各所属長から改善の取組等が示されている。

該当課	指摘事項
市民協働課	基本協定書について、別記書類の添付漏れ、一部記載に誤りがある。
農政課	委託契約書について、別記書類の添付漏れがある。
税務課	
職員課	委託契約書について、一部記載に誤りがある。
定住・地域政策課	綾部市集落支援員設置規則の規定どおり事務処理のできていないものがある。
文化・スポーツ振興課	予定価格決定調書の作成日に誤りがある。
総務課	
総務課	修繕に係る請書の工事名に誤りがある。
税務課	税務課専用市長印の取扱いについて、誤りのあるものが複数ある。 (2事業)
会計課	支出に係る証拠書類が適切に保管されていないものがある。
下水道課	綾部工業団地水処理センターの管理及び運営規則に規定の綾部工業団地水処理センター使用料減免申請書の引用条文に誤りがある。

その他、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

最後に、本年度、文書取扱主任を対象に公文書の審査精度の向上、チェック体制を整備することを目的とした研修が実施されたが、引き続き、チェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図るなど、適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

以上

綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、令和3年度に実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 高 橋 輝

1 監査の種別

随時監査(地方自治法第199条第5項)

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に  
関し、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、  
また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

第1回は令和3年3月31日までに完成した工事から3件、第2回は令和4年1月上旬までに完成した工事の中から2件、計5件を選定し監査を実施した。

対象工事は次のとおりである。

(1) 西八田放課後学級開設工事(建築本体工事)

契約概要		工事概要
担当課	社会教育課・監理課(入札等)	木造平屋建 86.13㎡ 新築工事 建築本体工事 給排水衛生設備工事
受注者	株式会社 平成監理	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	20,002,400円(税込)	
工期	令和2年9月24日～令和3年2月20日	

(2) 西八田放課後学級開設工事(電気設備工事)

契約概要		工事概要
担当課	社会教育課・監理課(入札等)	木造平屋建 86.13㎡ 新築工事 電気設備工事 空気調和設備工事
受注者	株式会社 ミシマ	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	5,057,800円(税込)	
工期	令和2年9月30日～令和3年2月20日	

(3) 市道武吉中央線（武中橋）橋梁更新工事

契約概要		工事概要
担当課	建設課・監理課（入札等）	延長8.0m 幅員3.5m 旧橋撤去1橋 ボックスカルバート4m
受注者	岡山電設株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	9,037,600円（税込）	
工期	令和2年10月21日～令和3年3月31日	

(4) 中筋小学校大規模改修工事

契約概要		工事概要
担当課	学校教育課・監理課（入札等）	北棟外壁改修 改修面積 2,037㎡ 屋内運動場内装改修 改修面積 655㎡
受注者	浅巻建設株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	41,142,200円（税込）	
工期	令和3年7月13日～令和3年11月30日	

(5) 避難所誘導標識設置工事

契約概要		工事概要
担当課	防災・危機管理課・監理課（入札等）	避難所誘導標識改修 新設52箇所 撤去53箇所
受注者	ローランド工業株式会社	
契約方法	条件付一般競争入札	
請負金額	9,967,100円（税込）	
工期	令和3年9月22日～令和3年12月20日	

4 監査の実施期間

区分	実施期間
第1回	令和3年4月30日～令和3年6月10日
第2回	令和4年2月1日～令和4年3月28日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて、現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を

持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対して口頭により指導を行った。

以 上

綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、令和3年度に実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 高 橋 輝

1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

(1) 対象事業 綾部市市民プールの管理運営について（令和2年度・令和3年度）

(2) 所 管 課 文化・スポーツ振興課

4 監査の実施期間

令和3年9月24日から令和3年11月15日まで

5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。

(3) 事務処理にあっては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。

(4) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。

(5) 施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。

(6) 管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。

(7) 社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。

(8) 施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

## 7 施設の概要

綾部市市民プールは、市民の心身の健全な発達とスポーツの普及奨励を図ることを目的として昭和46年7月に建設された運動施設で、現在は50mプール、25mプール、幼児用プール各1面が設置されている。

施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、市議会の議決を経て株式会社水夢を指定管理者に指定しており、令和3年度は指定期間4年間の最終年度となる。指定管理料は令和2年度、令和3年度ともに3,693,000円で年度協定を締結しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった使用料の補てんとして、令和2年度は378,000円、令和3年度は576,000円を追加する変更年度協定を締結している。

## 8 監査の結果

綾部市市民プールの管理運営について、指定管理者と連携を図りながら市民サービスの向上に努めており、特段の指摘事項はなく、設備の維持管理も含め、おおむね適正に行われている。

事務の執行については、基本協定書の記載誤り、条文の引用に誤りが散見されたため指摘を行い、改善の上適正な事務の執行に努めるよう指導した。

なお、この指摘事項については、すでに所管課長から改善の取組が示されている。

また、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤り等については、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以 上

綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和3年度に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年6月13日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹  
綾部市監査委員 高 橋 輝

1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準及び令和3年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの

3 監査の対象

- (1) 対象の団体 一般社団法人 綾部工業団地振興センター
- (2) 団体の種別 指定管理者（綾部工業団地交流プラザ・綾部工業団地ヘリストップ）
- (3) 公金の種別 指定管理料（令和2年度・令和3年度）
- (4) 所 管 課 商工労政課

4 監査の実施期間

令和4年2月1日から令和4年3月28日まで

5 監査の方法

事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等と、補助金交付に係る一連の書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の役員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

(1) 指定管理者

- ア 関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- エ 貸与された物品等の管理及び処分は適正になされているか。

- オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
- カ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- キ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- ク 法定点検は定められた時期に適切に行われているか。
- ケ 災害等の緊急時の対応は明確になっているか。
- コ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- サ 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。
- シ 利用促進や利用者サービスの向上のための努力はなされているか。
- ス 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
- セ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ソ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
- タ 経費節減は図られているか。

## (2) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理運営、利用促進に繋がっているか。

## 7 団体の概要

平成9年3月に綾部工業団地に立地する企業で構成された社団法人綾部工業団地振興センターが設立され、平成24年4月に一般社団法人に移行となり現在に至る。平成8年に建設された交流プラザを拠点に、綾部工業団地の立地企業と地域社会との経済、環境、文化等、広範な分野における連携を促進し、工業団地の良好な発展と地域社会の振興に寄与されている。指定管理者制度の導入に伴い、平成18年度から綾部工業団地交流プラザ・綾部工業団地ヘリストップの指定管理者として管理運営を行っており、令和3年度は4期目の最終年度となる。指定管理料は令和2年度、令和3年度ともに6,074,000円で年度協定を締結しており、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い減額となった使用料の補てんとして、令和2年度は20,000円を追加する変更年度協定を締結している。

## 8 監査の結果

施設はおおむね適正に管理されており、利用促進や利用者サービスの向上に取り組まれている。また、指定管理料についても、おおむね適正に執行されていることを認めた。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤りについては、対象団体の役員に対して口頭により指導を行った。

所管課における事務の執行については、基本協定書に記載誤りが散見されたため、指摘を行い、改善の上適正な事務の執行に努めるよう指導した。なお、この指摘事項については、すでに所管課長から改善の取組が示されている。また、少しの注意を持って点検や確認を行えば正せる誤りについては、所管課長に対して口頭により指導を行った。

以 上

綾部市選挙管理委員会告示第61号

令和4年7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和4年6月15日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

**令和4年7月10日執行予定  
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑	
2	1	2	綾部市上野町上野5	西日本農業研究センター西側フェンス	
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面	
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口	
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側	
6	1	6	綾部市新宮町91	綾部市立図書館	
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス	
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス	
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場	
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス	
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス	
12	2	3	綾部市並松町上溝口1	市民センター駐車場消防団綾部分団第2部横	
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前	
14	2	5	綾部市味方町薬師前16	由比濱好子様宅	
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田真人様宅	
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口	
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所	
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス	
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス	
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀	
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス	
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス	
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口	
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側	
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス	
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス	
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス	
28	4	5	綾部市本町八丁目95	(有)マルゼン様所有地	
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園	
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園	
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地	
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店	
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グラウンド下	
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場	
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス	
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	ゲンゼ研究開発部様フェンス	
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室パンビー様横ブロック塀	
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉文芳様宅前	
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール	
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所	
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地	
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス	
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール	
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅	
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場	
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール	
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横	
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス	
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地	
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽	

**令和4年7月10日執行予定  
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅北側 市道ガードレール	
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近	
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス	
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅	
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地	
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅	
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂	
58	8	7	綾部市高倉町大懐	ゴミ集積所横	
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下	
60	8	9	綾部市小呂町岸ヶ下12	渡辺彰様宅隣空き地	
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール	
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス	
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂	
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター	
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場	
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場	
67	10	4	綾部市下替地町北野	集会所付近防火水槽北側府道法面	
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス	
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地	
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前	
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀	
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地	
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽	
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール	
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ	
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷	
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽	
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑	
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)	
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側	
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂	
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地	
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角	
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校	
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	(株)渋谷組様事務所先三差路先	
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽	
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑	
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面	
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	内藤昇様宅下	
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅	
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地	
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス	
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑	
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克実様宅	
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽	
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	渡邊品江様宅北側畑	
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前	
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地	
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ	
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鑄場	八田地区交換機設置前	

**令和4年7月10日執行予定  
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地	
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い	
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地	
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口	
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面	
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前	
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面	
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前	
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地	
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地	
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面	
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地	
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地	
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽	
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場	
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地	
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地	
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横	
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地	
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地	
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑	
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス	
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場	
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅	
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面	
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑	
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭	
128	21	2	綾部市位田町市場	位田橋北側三叉路市道フェンス	
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	蘆田定一様宅横資材置き場	
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前	
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール	
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス	
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋辰一様宅	
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール	
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス	
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側	
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地	
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑	
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側	
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地	
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場	
142	23	5	綾部市大畠町上り戸	大畠公民館前	
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様	
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス	
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前	
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前	
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣春樹様宅ブロック	
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣	
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面	
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷	

綾部市選挙管理委員会告示第63号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

550人

綾部市選挙管理委員会告示第64号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

9, 166人

**令和4年7月10日執行予定  
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
151	25	3	綾部市小貝町所塚6-2	湯殿公会堂前ガードレール	
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス	
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス	
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前	
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス	
156	26	3	綾部市物部町南前田1	四方友明様宅	
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地	
158	26	5	綾部市物部町西町筋1	濱田進一様土地	
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地	
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑	
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス	
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス	
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽	
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地	
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽	
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地	
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)	
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅	
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下	
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地	
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑	
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横	
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横	
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田治様宅横畑	
175	30	3	綾部市白道路町深田14	大石将文様宅隣法面	
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	㈱白道路興農会様倉庫前法面	
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール	
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前	
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前	
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手	
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前	
182	31	5	綾部市仁和町亀ヶ坪26	塩見吉弘様宅前道路法面	
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)	
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前	
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール	
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面	
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前	
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前	
189	33	2	綾部市坊口町下山岡	京都縦貫道橋脚フェンス	
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前	
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス	
192	33	5	綾部市内久井町元屋敷	内久井公民館横倉庫	
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス	
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅	
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面	
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅	
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地	
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地	
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前	
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前	

**令和4年7月10日執行予定  
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番号	住 所	名 称	備 考
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅	
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地	
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽	
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場	
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽	
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール	
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲鳶孝男様宅横空き地	
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック	
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面	
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール	
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面	
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横	
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法	
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法	
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール	
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑	
217	38	2	綾部市睦寄町段ヶ端	志古田公民館前法	
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地	
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下	
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横	
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス	
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽	
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター	
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽	
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール	
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽	
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面	
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地	
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁	
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地	
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前	
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場	

綾部市選挙管理委員会告示第62号

令和4年7月10日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和4年6月15日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 1 日 時 | 令和4年6月22日（水） 午後5時10分           |
| 2 場 所 | 綾部市役所本庁北3階第2会議室<br>綾部市若竹町8番地の1 |

綾部市選挙管理委員会告示第65号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年6月21日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

4, 583人

綾部市選挙管理委員会告示第66号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

## 投票所一覧

投票区	投票所の施設の名称	所在地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園 体育館	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	京都府中丹広域振興局綾部総合庁舎	綾部市川糸町丁畠 1 0 - 2
第 3 投票区	あやべ・日東精工アリーナ	綾部市西町三丁目南大坪 3 9 - 1 0
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター 多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	小畑地区農業構造改善センター	綾部市小畑町中安 7 7
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第67号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、次のように定める。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中田 誠 治

期日前投票所名	所在地	期日前投票所を設ける期間
綾部市役所本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1	令和4年6月23日(木)から 令和4年7月9日(土)まで 午前8時から午後8時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町上荒木5番地	令和4年7月7日(木)から 令和4年7月9日(土)まで 午前9時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第68号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

施 設 名	所 在 地
綾部市役所本庁1階会議室	京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市選挙管理委員会告示第69号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

## 投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	片岡 功	上野町西ケ窪28番地の6	久下 博史	西町三丁目北大坪3-4
2	由良 隆久	野田町下赤谷20番地の1	由良 真一	福知山市字天田249-27
3	平野 正明	西町一丁目35番地の1	吉松 正人	福知山市前田小字一ノ宮1440-8
4	四方 信行	神宮寺町西谷8番地の1	野間 俊樹	船井郡京丹波町坂原森ノ本9-1
5	高阪 一馬	宮代町明知4番地の2	松藤 晃	上延町下雑面77-1
6	田中 信喜	大島町二反田4番地	石原 良樹	青野町六反目27 グラン・ブルーL棟102
7	朝倉 正道	高津町北川72番地	平岡 靖之	高津町両岡谷31-3
8	村尾 泰造	有岡町田部32番地	植原 英一	里町西ノ糸19-3
9	木下 裕之	釜輪町乙味井根ノ上33番地	四方 和之	鷹栖町風呂屋11
10	四方 洋一	下替地町林中9番地の2	中倉 司	上延町苜屋田8-1
11	荻野 定	和木町橋戸23番地	西村 亘	西原町弓矢16
12	梅原 茂昭	七百石町大町谷3番地	小嶋 剛史	上杉町石子7-6
13	安達 貞紀	淵垣町角19番地の4	出口 均	寺町門田43-3
14	内藤 晶彦	下八田町柿差28番地	松下 修	桜が丘二丁目17-10
15	高田 邦明	安国寺町下背戸15番地の1	渡辺 秀和	七百石町西岡15
16	吉田 豊	梅迫町薬師平23番地の3	守屋 俊則	福知山市中坂町1-26
17	稲葉 勝	上杉町寺ノ迫48番地	川島 稔久	味方町中ノ坪66-6
18	吉崎 敏明	於与岐町カミヤ6番地の1	谷口 至	舞鶴市字七日市238-1
19	福田 定	黒谷町宮ノ越5番地	天野 将明	駅前通4-1
20	竹市 直彦	十倉志茂町肘谷4番地	松村 淳史	青野町東馬場下21-16
21	田中 清志	位田町田岸42番地	四方 博文	福知山市字長田239-237
22	佐藤 比登美	栗町沢162番地の2	梅原 俊介	若松町1
23	大槻 智	大島町西谷田53番地	野間 義憲	青野町館ノ後40 バリュージュ青野A102号
24	塩見 百代	小畑町中村20番地	伊賀原 司	今田町下開10
25	大嶋 好郎	私市町中村段31番地	岩崎 成樹	青野町西ノ後27-12
26	坂根 修	物部町北馬場12番地の4	岡田 佳伯	物部町戸尻5-1
27	山下 眞一郎	物部町広畑77番地	森本 泰弘	若松町11-4
28	伊藤 龍彦	西坂町黒満坪2番地	岡田 太郎	神宮寺町加迫17-12
29	西田 好郎	新庄町大迫23番地	酒井 貴弘	桜が丘二丁目15-10
30	四方 勝一	白道路町桜ヶ坪32番地	居合 克樹	福知山市石原五丁目4-2
31	郷橋 伸一	仁和町谷坪7番地	出口 勇樹	綾中町花ノ木5
32	松田 利宏	向田町迫田4番7番合地	近松 幹太	青野町館ノ後51 コーポ楓201
33	小濱 利明	内久井町石代4番地の1	坂根 博之	坊口町由里26
34	竹原 弘	西方町長岡59番地	村上 智規	中ノ町二丁目34-3
35	引原 一明	睦合町下引地21番地	馬田 雅之	井倉町館12-5
36	石井 浩	八津合町神谷5番地の1	太田 治生	井根町菱田1-1
37	波多野 泰博	五津合町下西61番地	森本 直樹	福知山市石原五丁目30
38	佐堀 久人	睦寄町志古田34番地	武 宏樹	青野町大塚81-2
39	久保 等	光野町イガミ18番地	田中 松彦	下八田町八ヶ谷1
40	澁谷 満男	光野町沢田9番地	古和田 実	睦寄町小野田8

綾部市選挙管理委員会告示第70号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

期日前投票所における投票管理者・同職務代理者選任表

綾部市役所本庁1階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
6月23日(木)	吉崎進	上杉町小嶋30番地	上田英之	船井郡京丹波町妙楽寺出合98番地
6月24日(金)	高橋秀文	忠町段10番地	近藤傑	福知山市字土4番地の112
6月25日(土)	中田誠治	上野町上野1番地の2	梅原健太	青野町上深ヶ7番地の26
6月26日(日)	西田愛子	老富町小谷3番4番合地	川北翔太	福知山市石原一丁目51-5 それいゆⅡ202号
6月27日(月)	中田誠治	上野町上野1番地の2	三本木紀子	青野町館ノ後43番地の1
6月28日(火)	西田愛子	老富町小谷3番4番合地	松村淳史	青野町東馬場下21番地の16
6月29日(水)	吉崎進	上杉町小嶋30番地	塩見浩一	大島町岡ノ段35番地の7
6月30日(木)	高橋秀文	忠町段10番地	志賀由佳	上延町下雑面84番地の1
7月1日(金)	吉崎進	上杉町小嶋30番地	森本容子	上延町下雑面80番地の2
7月2日(土)	西田愛子	老富町小谷3番4番合地	梅原俊介	若松町1番地
7月3日(日)	中田誠治	上野町上野1番地の2	大槻一郎	高津町荒倉20番地の6
7月4日(月)	高橋秀文	忠町段10番地	三本木紀子	青野町館ノ後43番地の1
7月5日(火)	高橋秀文	忠町段10番地	四方健史	桜が丘二丁目14番地の12
7月6日(水)	吉崎進	上杉町小嶋30番地	村上寛	綾部市七百石町八幡16番地
7月7日(木)	中田誠治	上野町上野1番地の2	志賀由佳	上延町下雑面84番地の1
7月8日(金)	高橋秀文	忠町段10番地	表裕紀	上野町下池田23番地の4
7月9日(土)	中田誠治	上野町上野1番地の2	吉崎伊久寿	上杉町小嶋10番地の4

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
7月7日(木)	西田愛子	老富町小谷3番4番合地	市村武士	上延町八反126番地の1
7月8日(金)	吉崎進	上杉町小嶋30番地	志賀久男	上延町下雑面84番地の1
7月9日(土)	西田愛子	老富町小谷3番4番合地	浜木宏一郎	福知山市駒場新町3丁目83番地

綾部市選挙管理委員会告示第71号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

投票区名	投票所を開いている時間
第19区投票所（黒谷公民館）	午前7時から午後7時まで
第40区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前7時から午後7時まで

綾部市選挙管理委員会告示第72号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票の場所及び日時を、次のように定める。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

- 1 開票場所           あやべ・日東精工アリーナ  
                            綾部市西町三丁目南大坪39番地の10
  
- 2 開票日時           令和4年7月10日（日） 午後9時30分から

綾部市選挙管理委員会告示第73号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における綾部市開票区の開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中田誠治

参議院京都府選挙区選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市上野町上野1番地の2  
氏 名 中 田 誠 治

同職務代理者

住 所 綾部市上杉町小嶋30番地  
氏 名 吉 崎 進

参議院比例代表選出議員選挙

開票管理者

住 所 綾部市老富町小谷3番4番合地  
氏 名 西 田 愛 子

同職務代理者

住 所 綾部市忠町段10番地  
氏 名 高 橋 秀 文

綾部市選挙管理委員会告示第74号

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上のときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和4年6月22日

綾部市選挙管理委員会  
委員長 中 田 誠 治

- 1 場 所 綾部市役所本庁北3階第2会議室  
綾部市若竹町8番地の1
- 2 日 時 令和4年7月7日（木）午後5時10分から